

陳 情 書 綴

(陳情第 64 号～第 90 号)

平成 30 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 64号	地方消費者行政について……………	1
陳情第 65号	内閣の退陣について……………	5
陳情第 66号	病院船の保有について……………	7
陳情第 67号	歯科医療制度について……………	9
陳情第 68号	後期高齢者医療制度について……………	11
陳情第 69号	消費税の増税について……………	13
陳情第 70号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～5項……………	15
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項……………	21
陳情第 72号	子ども・子育て支援新制度についてのうち第1項……………	23
陳情第 73号	放課後施策についてのうち第1項……………	27

(議会運営委員会)

陳情第 70号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35

(総務財政委員会)

陳情第 70号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35
陳情第 75号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	39
陳情第 76号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	43
陳情第 77号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分……………	49

(市民人権委員会)

陳情第 70号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35
陳情第 75号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	39

(健康福祉委員会)

陳情第 70号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 72号	子ども・子育て支援新制度についてのうち本委員会所管分……………	23

陳情第	74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	35
陳情第	75号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	39
陳情第	76号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43
陳情第	77号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	49
陳情第	78号	児童発達支援センターの充実について	53
陳情第	79号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	55

(産業環境委員会)

陳情第	74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	35
陳情第	75号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	39
陳情第	76号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43

(建設委員会)

陳情第	70号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	35
陳情第	76号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43
陳情第	77号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	49
陳情第	80号	公共交通について	57
陳情第	81号	公共交通について	59
陳情第	82号	原山公園について	61
陳情第	83号	ブロック塀撤去の補助について	63
陳情第	84号	堺環濠都市北部地区について	65

(文教委員会)

陳情第	70号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	21
陳情第	72号	子ども・子育て支援新制度についてのうち本委員会所管分	23
陳情第	73号	放課後施策についてのうち本委員会所管分	27
陳情第	74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	35
陳情第	75号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	39
陳情第	76号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43
陳情第	79号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	55
陳情第	85号	教育環境の整備について	67
陳情第	86号	放課後施策について	69
陳情第	87号	放課後施策について	73
陳情第	88号	放課後施策について	77
陳情第	89号	放課後施策について	81

陳情第 90号 放課後施策について.....	85
------------------------	----

地方消費者行政について

陳 情 者 大阪市北区
大阪弁護士会
会長 竹 岡 富美男

「地方消費者行政に対する国の財政支援に係る意見書」の提出を求める陳情書

陳情の内容

1. 国の消費者行政推進の取組

わが国の消費者行政は、明治以来、産業育成の派生的・後追いの・縦割りの業務として位置付けられてきたことに対し、平成 20 年 6 月 27 日付閣議決定「消費者行政推進基本計画」において行政の役割の転換と消費者行政の充実強化を宣言し、平成 21 年 6 月 5 日公布の「消費者庁及び消費者委員会設置法」「消費者安全法」等の制定により、消費者庁・消費者委員会の創設を始めとして政府全体の消費者行政の一元化・強化が推進されました。

並行して、国は、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、消費者安全法 8 条、10 条により地方公共団体に消費生活センターを設置することを明記するとともに、これを推進するため消費生活相談体制の整備や消費者啓発事業の展開に活用できる「地方消費者行政活性化交付金」を措置しました。さらに、平成 26 年度補正予算から、「地方消費者行政推進交付金」が措置され、地方公共団体の消費者行政予算総額が約 100 億円であったところに、年間平均約 60 億円を投入して、地方消費者行政の推進を継続的に財政支援しました。

2. 地方公共団体の消費者行政推進の取組の実情

こうした国の財政支援措置によって、地方消費者行政が大きくステップアップする契機となりました。

近年は、高齢者の消費者被害が増大している実情を踏まえ、府内市町村に地域関係者の官民連携による高齢者見守りネットワークを構築すること（消費者安全法に規定する消費者安全確保地域協議会の設置促進）や、インターネット取引被害の防止や若年者の消費者被害防止に向けて関係機関・団体と連携して消費者教育を推進することや、適格消費者団体の育成と連携を

推進することなど、地方消費者行政推進交付金を活用して次々と生じる新たな消費者政策の課題に取り組んでいる状況にあります。

3. 国の財政支援措置の大幅減少

国は、上記のような交付金措置を講ずる一方で、平成 25 年 2 月、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」を制定し、交付金による財政支援を数年間継続する代わりに、地方消費者行政推進交付金の対象事業を平成 29 年度末までに立ち上げた事業に限定する（その事業の継続分に限りその後数年間継続支援する）こととし、平成 30 年度以降の事業については基本的に地方公共団体の自主財源に移行することを求めました。その理由は、地方消費者行政は自治事務であり、地方公共団体が自ら自主財源を確保すべきであるという考え方によるものです。

そして、平成 30 年度の地方消費者行政支援に関する予算措置は、地方消費者行政推進事業の継続分に充てる「推進交付金」と、国として取り組む重要政策に関する地方公共団体の事業に用途を限定しかつ事業単位の補助率 2 分の 1 に限定した新たな「地方消費者行政強化交付金」を措置しました。しかし、平成 29 年度の当初予算及び補正予算の合計額が 46.8 億円であったのに対し、平成 30 年度の推進交付金と強化交付金の合計額は 24 億円に止まりました。そのため、地方消費者行政の現場では、高齢者見守りネットワーク構築や消費者教育推進など新たな消費者行政施策の展開が困難であるだけでなく、平成 29 年度までに着手した交付金対象事業も大幅に縮小せざるを得ない実情にあり、さらには推進交付金を活用して消費生活相談員を配置した市町村ではその維持すらも危ぶまれる状態にあります。

これに対し、地方交付税の消費者行政に関する基準財政需要額の増額措置を活用して、地方公共団体が自ら消費者行政の自主財源を確保すべきであるという意見があります。確かに、地方公共団体が消費者行政の自主財源を手当てすることは望ましいことではありますが、全国の地方公共団体のほとんどが財政難のため、後発の消費者行政部門に向けた財源を増額することができないのが率直な実態です。特に、小規模市町村の中には、平成 21 年 9 月の消費者庁創設後に消費者行政を推進する取組を始めたところが多く、未だ 10 年にも満たない状況です。こうした小規模市町村の消費者行政は、国が実効性ある交付金措置を減額することにより消滅するおそれさえあります。

4. 地方消費者行政の強化充実に向け継続的かつ実効性ある財源確保を

消費者トラブルに関する苦情相談は、過去 30 年間にわたり全国的に大幅に増加し、高止まりしている状況があります。PIO-NET 情報の集計によれば、苦情相談が寄せられた事案の契約購入金額だけでも合計 4,281 億円に上り、消費者庁の推計によれば、平成 28 年の消費被害・トラブルに係る契約購入金額の推計が 5 兆 2,000 億円に上ります。国が地方消費者行政に対する交付金措置を継続することにより、消費者トラブルを減少することができれば、被害者にと

って不本意な資金流出を防止するだけでなく、地域経済にとっても有益な影響がもたらされます。

そこで、第1に、地方消費者行政推進交付金は、「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」という包括的な適用対象メニューを設定し、地方公共団体の実情に応じた自主的な事業計画を尊重した財政支援を実施してきました。しかし、交付金の大幅減額と強化交付金への移行によって、こうした自主事業が大幅縮小または維持困難な事態に直面しています。よって、地方公共団体の自主的な推進事業を適用対象として、金額面でも期間面でも継続可能となるように、平成30年度補正予算において、交付金の財源確保と使途の柔軟な運営を求めます。

第2に、地方消費者行政が取り組むべき事業は次々と拡大しており、適用対象事業についても金額についても、平成29年度並みの推進交付金額の確保が必要です。よって、平成31年度の地方消費者行政に関する推進交付金及び強化交付金を、平成29年度並みに増額しかつ対象事業の拡大を求めます。

第3に、地方消費者行政の事業のうち、相談情報をPIO-NETに登録する事務は、国が相談情報を集約し、各省庁の法執行に活用したり、法改正に関して各省庁や国会が活用したり、警察や裁判所で活用するなど、国の消費者行政施策の実施に不可欠の役割を果たしています。また、重大事故情報を消費者庁に通知する事務（消費者安全法12条）も、消費者庁の事故情報の一元的集約・分析・公表の事務（同法13条）の実施に不可欠です。さらに、特定商取引法や景品表示法に基づく都道府県の法執行は、当該都道府県管内での違法行為の是正に止まらず、国全体の市場の適正化に資する効果があります。そこで、「消費者行政は自治事務である」という画一的な性質決定を一部見直し、国と地方公共団体の相互に密接な影響があり、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法10条の適用対象に加えるなどして、その一定割合を国が持続的に財政負担する仕組みとするよう検討を求めます。

以上のとおり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進するため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方公共団体における消費者政策の取組に対する国の財政措置に係る意見書」を提出いただくよう要請します。

<陳情事項>

国民生活の安心・安全の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が地方消費者行政に対する交付金等の実効性ある財政措置を継続的に講ずるよう、貴議会から政府及び国会に対して意見書を提出していただきますよう要請します。

受理年月日 平成30年9月3日

内閣の退陣について

陳 情 者 鳥取県鳥取市

基地のない平和で豊かな沖縄をめざす会

芳 沢 あきこ

「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情

陳情の内容

議長並びに議員各位の社会への日ごろのご献身に感謝申し上げます。

さて2012年末に安倍総理率いる内閣が発足して以来、安倍総理個人の資質に関わる不祥事が次々と発生しております。

第一に戦後日本の出発点であるポツダム宣言を「つまびらかに読んでいない」と国会で発言したことです。これは世界に対して、「1945年8月15日に終結したあの戦争を正確に認識していない」と言っているのに等しいです。これが我が国の最高責任者の発言であることに驚愕します。

第二に2016年5月16日、安倍総理が衆議院予算委員会において、「私は立法府の長であります」（同国会では二度の言い間違い〔議事録で削除〕、2007年にも同じ間違い〔削除されていない〕）と発言したことです。このように内閣総理大臣を「立法府の長」と誤認しているのは、中学生でもわかる三権分立という我が国の政治の仕組みを理解していない表れです。もしくは内閣総理大臣というのは三権を統括する専制君主であると誤解しているのでしょうか。

第三に福島原発事故に関して「（放射能が）アンダーコントロール」と世界にウソをついたことです。

第四に森友問題、加計問題に関する知人、友人への利益誘導問題です。「金品の授受がないから法律に触れない」と言いますが、この問題が官僚、政府機関をはじめ、地方議会まで動かして、長期間国会を振り回してきた事実は隠しようがありません。発端は、2017年2月17日の安倍総理の「私や妻が（森友学園の地価の値引き）に関与したのであれば国会議員も総理大臣もやめる」という突然の発言です。それに合わせて、文科省や財務省は公文書を改竄し、官僚は嘘の答弁を繰り返し、更に個々の虚偽答弁に合わせて、下位の公務員はまた公文書を改竄し、その責任が動機もない一官

僚の責任にされたり、一公務員の責任にされたりして、とうとう自殺者まで出しました。公文書の改竄は近代民主主義国家においてはあり得ないことです。

籠池森友学園長は別件で逮捕されたにも関わらず、八か月も拘留されました。対する総理夫人は夫人付き公務員と共になんのお咎めもないどころか、何の説明もしません。

加計問題に関しては愛媛県や今治市の職員まで、加計学園の一担当者の発言と言われる虚偽により、獣医学部大学の新設を許可し、莫大な補助金が動いています。次々と新証拠が出るにも関わらず、麻生副総理ともども子どものような虚偽を重ね、問題の徹底追及を避け、次回から不祥事を起こさないようにするとその場限りの答弁を繰り返し、起こっている不祥事にきちんと責任を取らない安倍総理の態度は、政治に対する信頼を根底から失わせ、国中に道德の崩壊を招いております。が、与党多数を頼み、関係する重要人物たちの国会喚問は忌避されています。選良と言われ、国家の知性、教養、道德が集中すべき国会が、こんな恥ずべき状態でいいのでしょうか。後世に、とりわけ若い世代に範が示せるのでしょうか。

国会が範を示すことができないのなら、同じく選良であるべき貴議会上において、この良識ある世界平和七人委員会の「安倍内閣の退陣を求めるアピール」を支持して、内閣を正して頂きたいと存じます。

受理年月日 平成 30 年 9 月 10 日

病院船の保有について

陳 情 者 愛知県安城市
一輪のバラの会
代表 加 藤 克 助

国に対して病院船を保有する意見書を提出することに関する陳情書

陳情の内容

東日本大震災以降も日本は多くの自然災害に遭遇しています、地震や台風、集中豪雨、豪雪、等によって山体崩壊、土砂崩れ、河川の氾濫、高潮、家屋の倒壊、浸水などが引き起こされています。

特に地震は毎日どこかの地域で発生しています、台風や集中豪雨、豪雪などは、ある程度被害想定はできますが、地震発生について確率は予測できても、地震発生の予測は不可能です。

今心配される、南海トラフ巨大地震、首都直下型地震などの人口密集地帯での発生です、甚大な被害が予測されています。

今日の東京は一極集中で、直下型地震が起きれば日本の経済に壊滅的な打撃を与えると、警告されています、その被害総額は約 95 兆円とも言われています。

政府の中央防災会議の被害想定で、上水道断水、下水道利用困難、停電、等特に帰宅困難者数も数百万人と数字が出ています、東日本大震災より大規模な被害が想定されています、多くの傷病者を救出する為に、病院船があれば救助の一助になると思います、国に対して自然災害に備えて病院船の保有を求める意見書を提出することについての陳情をお願いする次第です。

<陳情事項>

国に対して病院船を三隻保有する意見書を提出する事。(日本海側一隻、太平洋側 2 隻)

受理年月日 平成 30 年 11 月 1 日

歯科医療制度について

陳情者 堺市西区

大阪府歯科保険医協会

堺・高石・和泉地区責任者 山上 紘 志

江原 豊

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情

陳情の内容

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOL（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが「8020運動」等によって実証されています。

国民の多くもまた、歯科医療について保険の効く範囲の拡大と窓口での自己負担の軽減を強く望んでいます。例えば、天然歯の色に近い修復物や金属床の部分入れ歯などは、広く普及していますが自由診療のため治療費が高額になっています。また、保団連の調査では、経済的理由で歯科治療を中断する人を6割の医療機関で経験しています。国民は患者負担を減らしてほしいと切望しています。

政府は今年6月15日の閣議決定された骨太方針2018で「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む」としています。この諸施策の推進には、歯科診療報酬と歯科保健事業の充実が強く求められています。

2018年4月の歯科診療報酬改定では、う蝕や歯周病の重症化予防が重点項目に位置づけられ、新たに口腔機能の獲得・発達、維持・向上に着目した医学管理料も導入されましたが、わずかな財源のために、十分な評価とはなっておらず、安価な報酬で患者を長期に継続管理していく体制が続いています。

このため、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、将来

の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っています。

よって、必要な医療費の十分な確保と患者の負担能力に配慮した窓口負担、保険でよい歯科医療を実現するため、次の事項の実現を地方自治法第99条にもとづき国および政府に求める意見書を採択されることを強く要望します。

<陳情事項>

地方自治法第99条にもとづく下記内容の意見書採択。

- (1) 患者の負担能力に十分配慮した窓口負担になるよう努めること。
- (2) 良質な歯科医療が提供できるように診療報酬を改善すること。
- (3) 安全で普及している歯科医療技術を保険適用するよう努めること。

受理年月日 平成30年11月7日

後期高齢者医療制度について

陳 情 者 大阪市浪速区
大阪府保険医協会
堺支部長 裕 本 恵一良
大阪市浪速区
大阪府歯科保険医協会
堺・高石・和泉地区責任者 山 上 紘 志
江 原 豊

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択の要請

陳情の内容

経済的な理由で受診できず、疾病が重症化する高齢者が増えています。

2014年度から70～74歳の患者窓口負担が段階的に2割負担に引き上げられ、高齢者の受診抑制が大きな問題となりました。協会にも「75歳になったら（負担が1割になったら）受診する」「必要な検査を断る」「薬がなくなっているのに受診しない」「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」などの患者さんの声が寄せられています。

本年6月15日に閣議決定された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針)では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方を検討する」とし、「全世帯型社会保障」を目的とした高齢者に負担を求める施策を検討しています。財務省・財政制度等審議会では、「後期高齢者の窓口負担の原則2割化」を改革の柱と位置づけるなどの提言がされました。

全国保険医団体連合会が実施した「2015年受診実態調査」では、経済的な理由による患者の受診抑制の実態が明らかになりました。歯科診療所で51.5%、内科診療所で35.0%、全体で41.0%の医療機関が「経済的な理由による患者の受診中断」が「あった」と回答しています。また、同調査では7割以上の医師・歯科医師が「75歳以上の患者負担の原則2割化」は「受診抑制につながる」と答えています。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念する声も出されています。

後期高齢者の窓口負担が2割化されればますます高齢者を医療から遠ざけ、重症化を招き、さらなる医療費の増大にもつながりかねません。

つきましては、患者・国民負担を強いる法律実施の具体化の審議が今後されることを踏まえて、意見書を国に対してあげていただきたく存じます。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

受理年月日 平成30年11月12日

消費税の増税について

陳 情 者 大阪市城東区
農民組合大阪府連合会
会長 田 中 豊

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳情の内容

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円=1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者・農業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経

済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について陳情いたします。

<陳情事項>

2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

受理年月日 平成30年11月13日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高 宮 洋 子

長川堂 いく子

畠 山 久 子

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っています。

たび重なる災害にみまわれた日本においては、市民の命と暮らしに直結する行政として災害対策を優先に、国に要求すべきは要求し、堺市としても地方自治体の役割をいかに発揮されますことを強く願い、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 「消費税 10% への増税は中止にしてください」という意見書を議会として国にあげてください。
2. 今大阪府はIR型（統合リゾート施設）カジノを呼び込もうとしています。賭博であるカジノは庶民を食い物にして、儲けを米カジノ資本へ注ぐものです。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大きな誤りです。その上、一番深刻なのは「ギャンブル依存症」により、貧困がますます拡大して生活や家庭の破壊が危惧されます。また脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。大阪府にカジノ誘致をやめるよう議会として要望してください。
3. 核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、「非核都市宣言」

をした堺市として、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核禁止条約を批准するよう、議会としても意見書をあげてください。

4. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行っています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすまないように議会としても国に対して意見書をあげてください。
5. 先の沖縄知事選挙で示された「沖縄の辺野古埋め立ては反対」という沖縄県人の民意を無視し、安倍政権は辺野古埋め立てを強行しようとしています。この沖縄県人の願いは日本に米軍基地はいらない、日米合同訓練は危険であるという日本人の願いにも相当します。議会としても辺野古の埋め立てを強行しないよう国に対して意見書をあげてください。

議会運営委員会審査分

6. 「議会だより」を発行し、議会での様子を市民にわかりやすく知らせて下さい。議事録に基づき、提案・議論、各党派や議員の賛否なども知らせてください。

総務財政委員会審査分

7. 都市内分権をすすめていくために、市・区民の声を聞き、市や議会とともに市政を考える仕組みが必要です。他市の事例も参考にして、堺市も住民自治が活かせる「住民自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、早急に制定してください。
8. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」が市民にわかりやすくする努力をしていただいていると思いますが、今後も更なる充実をお願いいたします。
9. 今大阪府はIR型（統合リゾート施設）カジノを呼び込もうとしています。賭博であるカジノは庶民を食い物にして、儲けを米カジノ資本へ注ぐものです。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大きな誤りです。その上、一番深刻なのは「ギャンブル依存症」により、貧困がますます拡大して生活や家庭の破壊が危惧されます。また脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。堺市として大阪府にカジノ誘致をやめるよう要望してください。
10. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく、行政の責任において行って下さい。真に市民視点に立って進めて下さい。特に市職員は正規の職員を増やし、自治体の責任において職員が経験やスキルを伴ったやりがいのある仕事として、またゆとりを持って市民に接し、市民が何でも相談できるようにしてください。
11. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を巡る組織的な勧誘や高校生のいる家庭への訪問、行事への参加など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として自衛隊法に基づいての募集を委任されているということですが、「広報さかい」は堺の行政と市民を

つなぐものだと考えます。「広報さかい」での自衛隊の募集はやめて下さい。

12. 「消費税 10% への増税は中止にしてください」と堺市として国に要望してください。

市民人権委員会審査分

13. 日本は度重なる災害（大阪北部地震・西日本豪雨災害など）で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう堺市として国に求め、また堺市においても市独自の制度を設けて防災に対する予算や人員を増やしてください。

14. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されている場であると期待しています。会議での討議内容や会議日程が市民に分かりやすく、参加しやすくなるよう広報に努めてください。

15. 堺市内の自治会館・校区地域会館など集会所の利用料が高く、市民が気軽に使うことができません。広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。せめて中学校区に一つの公民館を作る必要があります。また地域会館や自治会館などを使用する場合せめて市が公民館を補完するものとして利用料の一部を補助してください。

16. 核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、「非核都市宣言」をした堺市として、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核禁止条約を批准するよう、堺市として求めて下さい。また被爆国である日本の被爆の実相を国内外の人にも知らせてください。

17. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行っています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように市として国に対して求めてください。

18. 先の沖縄知事選挙で示された「沖縄の辺野古埋め立ては反対」という沖縄県人の民意を無視し、安倍政権は辺野古埋め立てを強行しようとしています。この沖縄県人の願いは日本に米軍基地はいらない、日米合同訓練は危険であるという日本人の願いにも相当します。堺市長をはじめ堺市として辺野古の埋め立てを強行しないよう国に対して求めてください。

健康福祉委員会審査分

19. 地域包括ケアシステムの推進に関する条例については、公的責任を後退させることなく、現行サービスをきり下げないで、支援を必要とする方に必要な支援が届くようにしてください。

20. 大阪府に対して国保料金の統一化に反対するよう堺市として求めてください。そのことに対しての堺市での値上げにならないよう予算を投入してください。基金からの繰り入れなどで引

き続き保険料を下げてください。又激変緩和措置は最大6年ではなく、続けてください。

21. 介護保険料の引き下げ、特に減免制度の拡充と介護保険利用料の減免制度をつくってください。
22. がん検診の無償化により受診率も上がり喜ばれています。2年間だけではなく引き続き延長してください。
23. 女性の貧困、シングルマザー及び年金の一人暮らしの女性に対しての就労支援の回答をいただきました。年金の一人暮らしの女性に対して住宅支援、介護支援など暮らしにかかわる支援策を講じてください。
24. 働く女性が増え、保育を必要とする家庭が増え、昨年よりも待機児が増えていると聞いています。これまでの教育・保育内容を堅持し、保護者が子どもを安心して預けられるよう、認可保育園を増やしてください。第2子までの保育料無償化は有難いと聞いています。今後も子育て施策の充実のための予算を増やして、保育士が働き続けられるよう処遇改善をしてください。
25. 働く女性にとって、子どものいのちの安全と健やかな発達を保障するための保育施設については強い関心をもっています。堺市では公立保育所はすべて幼保連携型認定こども園に移行されたうえで、民営化がすすめられています。市の責任の元で就学前の子どもたちが過ごすあらゆる施設で命を守り、安心・安全な保育環境が担保されるようにしてください。
保育士不足の現状があると思われます。保育士が公立・民間を問わず、常勤職員として安心して働き続けられるように身分の保障と待遇の改善を図ってください。

建設委員会審査分

26. 広い堺市において、堺市の交通の便が悪く、区役所や病院に行く、また買い物など日常生活において移動が不便という声を聞きます。今まちづくりの視点での交通網が課題になっています。堺の中で移動しやすく用事が果たせる交通網の充実、とりあえず安全な自転車道、利便性のあるバス路線や雨風がしのげるバス停留所などを充実させて、そのうえで公共交通を補完するものなどを考えてください。
27. 堺市の水道事業については民営化でなく、堺市の責任で運営してください。

文教委員会審査分

28. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
 - (1) 選択制中学校給食は、実施率が低く、子どもたちにも不評です。思春期の中、子どもたちの間でお弁当も用意できない、少ない給食を見て申し込みを控えるなど、様々な状況があり

ます。中学校でも小学校と同じ全員喫食を基本とした給食を早期に実現する努力をしてください。また、中学校給食を早急に就学援助の対象にしてください。小学校の調理室の工事中、近くの小学校で調理された給食が届いているということがあったと聞きました。近くの小学校で調理して運ぶ親子方式を小中一貫校や、すぐ実現できる所からでも中学校給食を始めてください。

- (2) のびのびルーム（放課後児童対策事業）の待機児童の解消、大規模保育のつめこみを解消してください。プロポーザルでは事業所の内容がわかりません。堺市の責任で運営し、複数専任指導員体制にし、指導員の処遇改善、障害児の受け入れ体制の整備など、子どもたちが安全に楽しく過ごせるように、そして保護者が安心して預けられるように予算を増やしてください。
- (3) 公立幼稚園は地域の人たちの協力のもと設立され、長い歴史の中で幼児教育が築かれ、地域の宝といえます。将来に残すためにも全ての公立幼稚園を存続し、3年保育と預かり保育の実施をぜひお願いします。
- (4) 学校施設（すべての教室、体育館）の空調（冷房設置）に対する特例給付金について国に急いで申請してください。併せて避難所になる学校体育館などに空調暖房施設を設置してください。
- (5) 昨年度より、小学校3年生から6年生まで、38人学級が実現し、現場からはゆとりが生まれたと嬉しい声を聞いています。しかし授業時数が増え、授業準備など、教師の長時間労働は変わりありません。これからも堺市として努力を続けてください。また、支援学級に通う子どもたちは通常学級で過ごすことも多いので、学級の人数としてカウントし、学級定数に見合ったものとしてください。中学3年生までの学級定数を35人にしてください。
- (6) 前議会で中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書が否決されました。大阪府が行っている中学校のチャレンジテストは、教員と生徒の中に矛盾が広がっていると聞いています。チャレンジテストは受験校を決めるため、行政が統一したテストを行うという違法行為と言わざるを得ません。堺市としてチャレンジテストを行わないよう、大阪府に対して強く反対してください。

受理年月日 平成30年11月13日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長代理 長 澤 加代子

広 瀬 順 子

岡 本 華 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。

日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にす地方自治を進めて頂きたく、次のことを陳情します。

<陳情事項>

1. 日本政府に「核兵器禁止条約」に署名・批推するよう、堺市議会として、意見書を採択して下さい。

総務財政委員会審査分

2. 大阪府は「カジノ誘致で観光の地域振興」とうたっています。しかし、すでに「ギャンブル大国」といわれる日本では、カジノ誘致でさらにギャンブル依存症が増える危険性があります。青少年への影響も心配です。

堺市として、IR 誘致に積極的な大阪府に対して、カジノ誘致反対を表明してください。

市民人権委員会審査分

3. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるようお願いいたします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いいたします。特に 2016 年 4 月から世界的に取り組みされて

いる「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。

また、堺市は平和首長会議に入っている市として、公の場（市・区役所・図書館など）に、「核兵器廃絶国際署名」の用紙を置いてください。

4. 堺市民の80%以上がマイナンバーカードを持っていない状況で、マイナンバーカードを持たない（持ちたくない）市民が利用できる「証明書自動交付機」の廃止は大変困ります。各区役所設置の「証明書自動交付機」が更新されるにあたっては、従来通り「印鑑登録証・さかい市民カード」が利用できる、又は「さかい市民カード」と「マイナンバーカード」のどちらでも利用できる交付機にしてください。

文教委員会審査分

5. 小・中学校の理科室・家庭科室および、避難所の役割を併せ持つ体育館への空調設置を早期に実施してください。
6. 南図書館母分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同様にしてください。

受理年月日 平成30年11月12日

子ども・子育て支援新制度について

陳 情 者 堺市北区
堺保育運動連絡会
会長 山 部 聡

子ども・子育て支援新制度の充実を求める陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、日頃より子どもたちの健やかな成育のためご尽力、頂き誠にありがとうございます。

2012年8月参議院本会議において子ども・子育て支援新制度関連3法が可決・成立しました。

それにともない国は2013年4月より、内閣府の中に「子ども・子育て会議」を設置し準備をすすめてきました。2014年4月30日には「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」他3本の府令、省令が交付され、5月26日の「子ども・子育て会議」では消費税「0.7兆円の範囲で実施する事項を反映させる前の仮単価」が公表されました。これらの内容を踏まえて同年、堺市においても、子ども・子育て会議を立ち上げ、新制度実施にあたり『堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』『堺市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例』『堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』のパブリックコメントが行われ、6月議会で可決されました。その内容は国の府省令をそのまま堺市の条例にしたので、小規模保育事業C型では、「研修を受けたものが保育にあたる」と無資格者だけの保育を可能にしてしまったのは残念です。「子ども・子育て支援事業計画（案）」に対してのパブリックコメントでは市民（子育て世代）の関心も高く、意見提出人数582人、意見件数2,820件もの意見が寄せられ、子ども・子育て会議の中でもその関心の高さは取り上げられていました。

2015年4月「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。堺市でも「子ども・子育て支援事業（案）」をもとに新たに子ども・子育て会議のなかで、子ども・子育て会議で事業計画の策

定をされ進捗状況や見直しをしていかれています。しかし、「公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行」はあまりにも拙速でした。国の動きを検証せずいち早く取り入れていく堺市の施策の危うさを感じました。しかし、公立こども園での保育内容の変更などは最小限に抑えられ、保護者の不安や疑問に十分配慮し、丁寧な対応をしてくださっています。その他の子育て施策では、保育料第3子完全無償化や中区での病児・病後児保育施設の開園など着実に堺市の子育て施策は前進しています。そして、今年度は「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年になります。支援事業計画が子育て世代の状況に応じて更に前進していくようにお願いします。そして、「子育て日本一」をうたう竹山市長が堺市長選挙で再選されたことを踏まえ、マニフェストで掲げられていた“ワンランク上の待機児童解消”“保育料第2子完全無償化”“高校卒業までのワンコイン拡充”などの子育て施策が少しずつ実行されて嬉しい限りです。そして、より良い堺市に発展していくために子育てする私たちの声や現状を伝え改善点を提案させていただきたく下記の項目について陳情します。

<陳情事項>

1. 2019年度10月より幼児教育・保育の無償化が国で議論されています。幼児教育・保育の無償化は、国際的潮流であり、その前進を強く望むものですが、今回の無償化提案には、給食食材費の実費徴収や公立こども園については自治体負担が論議されていたり懸念すべき事項があります。よって、議会から「幼児教育・保育の無償化に関わる意見書」を国へと上げてください。

健康福祉委員会審査分

2. 平成30年度4月1日時点での待機児童数は61人です。待機児としては数えられない未利用者767人についても増えています。そして、今年度の入園申し込みの時期を迎えました。堺市として受け入れ枠の確保に努力をしていますが現状はなかなか追いついていません。堺市の今後の待機児童解消施策及び計画を教えてください。

そして、こども園・保育園を希望する保護者とその子どもたちが必ず入園できるようにしてください。

3. 分園や小規模保育事業を利用している子どもたちが年長までの卒園を目的に2歳児もしくは1歳児で、再入園や転園される時は必ず、入園できるようにしてください。

今年度、保育連へ加盟する保護者会の保護者より例年以上に3歳児からの入園がなかなか決まらず相談を受ける機会が多くありました。その事から、待機児童に1歳児や2歳児が多いことから、解消施策として分園や小規模保育事業所を新たにつくっていますが、その子どもたちの2歳児や3歳児からの受け皿をどのように確保しているのか教えてください。

また今年度、再入園を希望するご家庭でどれぐらいの割合が入園できたのか待機児童や未利

用者の数を教えてください。

4. こども園や保育園、その他の保育施設へ通う子どもたちがきょうだいで同一園へ入園できるようにしてください。陳情項目2と同じく、きょうだいの同一園への入園を求める声が年々多く上がってきています。働きながら別々の園へ送迎することは保護者にとって大きな負担です。少しでも負担が軽減されるようにしてください。また、きょうだいで同一園への入園が叶わなかった世帯がどれくらいあるのか教えてください。
5. 乳幼児の子どもたちはまだまだ未熟な体により抵抗力も弱く、発熱しやすく感染症にもかかりやすくなっています。子どもたちの急な病気に対し、親は仕事を休み看病して、我が子の体を休ませてあげたいと思う反面、仕事への責任の重さより休むことができず、長く続く休みのため、退職を余儀なくされる場合も多々あります。そんな現状を踏まえ、病児・病後児保育施設が子ども・子育て支援事業に示された計画通りに5カ所目の開設が実現され嬉しく思っております。計画にはありませんが、残す地域は東区と美原区です。ここへも同じように病児・病後児保育施設が開設されますようによろしくお願いします。
6. 2018年3月より始まった「訪問型病児保育事業」については、病児を預かる責任の重さや、密室での保育になることを考えると、必ずその保育に携わる従事者には専門的な資格（看護師など）が必要です。また、他市でファミリーサポートを利用して起きている重篤な事故からも、事故が起こった時の責任の所在は堺市になるのでしょうか教えてください。そして、起きてはならない万が一の事故による保険のことや事故の検証についてはどのように考えておられるのか教えてください。
そして今現在、保育を提供する方の登録数と利用者の登録数を教えてください。また、利用件数も教えてください。
7. 保育士不足の問題について、色々な確保対策を堺市として行っていることを知り嬉しい限りです。しかし、保育士不足は改善されぬままきまっている現状も一方ではあります。堺市として保育士の現状不足の原因は「賃金が安い」ことや「職責の重さ」「事故への不安」があると考えられていますが、堺市の独自施策として保育士の処遇改善や職責の重さや事故への不安の改善策として行っているものがあれば教えてください。

文教委員会審査分

8. 今年度6月議会で全廃方針であった公立幼稚園において「平成19年度に定めた公立幼稚園廃止方針の見直しの検討」「待機児童解消の対策として3歳児の受け入れと預かり保育の実施についても選択肢として検討」という担当課の答弁がありました。保育連としても3歳児の入園で悩む声をたくさん聞いていたので嬉しい限りです。ただ、来年度10月からの国の施策である幼児教育・保育の無償化は3歳児からを対象にしています。そうになると4歳児からの公立

幼稚園のニーズはなくなります。市として早急に見直しを行わなくては見直しの意味がなくなってしまう。どのような期間で見直しを行われるのか教えてください。

受理年月日 平成30年11月12日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 藤 田 実乃理

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

のびのびルーム等の来年度の申込書が配布され（締切 11 月末）、本陳情が審議される頃には申込状況が明らかになりつつあると思います。学童保育事業の利用者は年々増加しており、共働き世帯の増加、保育所の利用者数の増加等からすると、この傾向はまだまだ続くと考えられます。そういった中、定員ぎりぎりのルームでは保護者は毎年、2月に承認通知が届くまで待機児童の心配をし続けなければなりません。「子育てのまち堺」として保護者の就労環境を保障するため待機児童は絶対に出さないようにしなければなりません。

指導員不足の解消と、指導員の処遇改善も急務です。指導員不足と劣悪な処遇は表裏一体の問題です。現在の委託料では最低賃金水準でしか指導員を雇用することができません。求人誌に多数の求人が載る中、時給 900 円強であれだけ多くの子どもの生活に責任を持つと思う人が少ないのは当然です。キャリアアップ処遇改善事業はもちろん、堺市独自の施策により今すぐ指導員の給与アップを図らなければ指導員不足は根本的に解決しません。

国においては指導員不足を解消する策として、指導員配置基準（「従うべき基準」）の参酌化もしくは廃止が検討されています。子どもの安全を守るための最低基準として定められたばかりの配置基準を、指導員が足りないから引き下げるのは本末転倒で絶対に許されるものではありません。意見書等により堺市議会から市民の声を国に届けていただきたいと思います。

またプロポーザル方式による事業者選定に伴い、私たちが当初から懸念していたように著しく混乱したルームが出ています。子ども達の放課後はボロボロになり、一年半以上経った今でもまだその影響があると聞きます。現在の堺の学童保育はこれまでの指導員・保護者の想いと実践の積み重ねにより築かれてきたものであり、これこそが堺の財産です。壊すのは一瞬ですが、作り直すには膨大な時間を要します。堺の学童保育を守っていくためにもプロポーザル方式は絶対に廃止しなけ

ればなりません。

上記以外にも、詰め込みの問題や設備の問題など学童保育事業には問題が山積しています。学童保育事業の充実が竹山市長がめざす「子育て日本一」の実現に欠かせないものであり、何よりも堺の子ども達の成長になくてはならないものです。将来、子ども達が自分たちの学童保育を誇れるような堺市となることを願い以下陳情します。

<陳情事項>

1. 国への「指導員配置基準堅持を求める意見書」提出のお願い

(地方自治法第99条に基づくもの)

前回陳情において、国や関係機関に対して、堺市議会から指導員配置基準の堅持を求める意見書を提出いただくよう要望いたしました。残念ながら可決にはいたりませんでした。しかしながら、この間、全国各地で指導員配置基準堅持を求める動きが急速に広まっています。前回陳情でお示した埼玉県議会に加えて、福岡県議会、岩手県議会、埼玉県東松山市議会、札幌市議会でも新たに指導員配置基準堅持の意見書が国会及び関係行政機関に提出されています。また、大阪府議会においても12月議会において同様の意見書を提出する動きがあります。さらには国会においても基準堅持を求める声は大きくなっており、平成30年6月19日には衆参両議員51名からなる「自由民主党学童保育（放課後児童クラブ）推進議員の会」が政府に対し「放課後児童クラブの『従うべき基準』の維持を求める決議」を提出しました。これとは別に衆参両議員41名からなる超党派の「公的責任における放課後児童クラブ（学童保育）の抜本的拡充を目指す議員連盟」も同様の活動を行っています。

現在の指導員配置基準（「従うべき基準」支援の単位（概ね40人）ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないというもの）は長年、保護者・指導員をはじめとした学童保育関係者が求め続け、ようやく平成26年に策定され、翌平成27年度から適用されたところであり、子どもの命と安全を守るための「最低基準」です。指導員不足解消のために、基準自体を切り下げることが事業の後退であり、子どもの命と安全を直接脅かすもので、絶対に許されるものではありません。指導員不足の解消は処遇改善により行われるべきです。

こういった状況を踏まえ、地方自治法第99条に基づき、堺市議会から国及び関係機関に対して指導員配置基準堅持を求める意見書を提出していただきますよう再度要望いたします。

文教委員会審査分

2. 学童保育事業の運営全般について

- (1) 子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」を実現するために、堺市の学童保育事業の予算を拡充してください。

- (2) 学童保育事業に関する省令・条例及び国が示す放課後児童クラブ運営指針を遵守してください。そのうえで、入所を希望する全ての子どもを受け入れ、待機児童を作らないでください。
- (3) 来年度の利用申込の締切時点で、申込者数が今年度の定員を超えているルームがあればそのルーム数、ルーム名、及びルームごとの定員超過人数を教えてください。
- (4) 利用率（利用日数/6）を加味した定員設定をやめてください。
- (5) 利用制限のある共用教室ではなく、子ども達の健やかな放課後生活の場として、支援の単位ごとに専用教室を確保してください。
- (6) 例えば160人を指導員8人で保育するのと、40人ずつ4つの教室に分けてそれぞれ指導員2人ずつで保育するのとでは、子どもへの配慮、災害時の避難等の面で全く異なります。支援の単位ごとに常勤の放課後児童支援員を配置し、さらに支援の単位ごとに教室を割り振り、それぞれの単位ごとに運営してください。

3. プロポーザル方式について

- (1) 平成30年9月12日審査の陳情第47号（以下「前回陳情」という）の当局回答によると、平成30年1月に当局が実施した「のびのびルームに関するアンケート調査」の問5「のびのびルームを利用して改善して欲しい点」や問14の自由記載欄について「活動場所の確保に関すること」が書かれていたとのことですが、これを受けて当局自身が取った対応（例えば活動場所の更なる確保等）、及び運営事業者に対して当局が確認・指導した内容（例えば確保はされているが利用されていない教室の調査等）を教えてください。
- (2) 前回陳情の当局回答において、プロポーザル方式導入によって「これまでの『のびのびルーム』事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております」とありました。アンケート調査によると満足度は高いとのことですが、プロポーザル導入以前には調査したことがないためプロポーザルによってより良い事業となったかどうか比較できません。また、プロポーザル導入前後で運営が改善された実感は私たちにはありません。具体的にどういった点でより良くなったと当局は考えているのか教えてください。
- (3) 前回陳情の当局回答において、プロポーザル方式の課題は「運営事業者が変更となった場合の運営に係る引継ぎ」であるとされていましたが、これまでの引継ぎにおいて具体的にどのような点が課題となったのか教えてください。またその課題を解決するためにこれまで当局が取ってきた、また今後取るべきと考える対策を教えてください。
- (4) 前回陳情において「賃金上昇率・物価上昇率を募集条件等に明記してください」との要望に対し当局回答では「価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とし、随意契約を行うものですので、安価で

あることが必ず契約相手方になるということではありません」とされていました。安価であることは優先交渉権獲得に直結するわけではありませんが、選定の評価において価格の占める割合は20%もあることを考えると価格は非常に大きな要素の一つです。各上昇率の基準がなければ、事業者は当然、価格評価を高めて優先交渉権を得るために、その上昇率を可能な限り低く設定すると考えられます。しかも設定されたその上昇率は外部からは全く知ることができません。これでは、適切に上昇率を設定した事業者が不利になり、公正・公平な競争が成立しません。また、各上昇率を当局が示していない以上、現状が当局の当初の想定内であるのかも確認しようがなく、現在の委託料が不当に低い可能性も否定できません。公正・公平な競争、適正な委託料を実現するため賃金上昇率・物価上昇率を募集条件等に明記してください。

- (5) 前回陳情の回答に基づいて、昨年度、指導員の基本配置が充足していなかった割合を算出すると最も大きい西区で約5.1%、次いで大きい東区で3.3%となっています。しかし、運営委託に係る委託料は両区とも満額（西区で約1.4億円、東区で約8千万円）支払われています。支援の単位あたり2名以上の配置基準はのびのびルームを安全に運営するための最低基準であり、条例にも明記されています。最低基準が満たされていない状況で委託契約の内容が適切に履行されているとなぜ言えるのか教えてください。また、基本配置が充足していない日には現場はどのように対応しているのか教えてください。
- (6) 当局が基本配置指導員は充足しているが、加配指導員が不足しているとしている日について、現場では加配対象児童を放っておくわけにはいかないため基本配置指導員を割いて加配対象児童に対応しています。当局はこのような対応が発生していることを把握しているのか教えてください。
- (7) 上記(5)(6)の状況から委託料が適切に使用されているか疑義があります。適切な委託業務の履行を担保するため、また事後に委託料の使用が適正かどうかを確認できるようにするため、運営事業者に収支報告書を提出させてください。
- (8) 前回陳情への回答ではプロポーザル方式による委託業務事業者選定において、「事業者の提案内容には、事業者の事業活動上及び営業活動上のノウハウ等が含まれており、これを公開することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えております」とされていますが、事業者の提案内容は企画提案書という形で既に公開されています。むしろその企画提案書以外の事実が選定に影響を与えているのであればそちらのほうが大きな問題です。また、プレゼンテーションの公開を求める要望に対しては「事業者選定過程の内容を公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると考えております。」とされていますが、議会であっても裁判であっても、その信頼

性を担保するために原則公開で行われています。公開で行われることにより、議会や裁判において率直な意見交換ができなくなったり、意思決定の中立性が不当に損なわれている、もしくは特定の者に不当に利益・不利益を与えているとは一般には考えられていません。現状の選定方法はむしろ、意思決定過程の重要な部分を非公開とすることにより余計な不信感を生んでいるものと考えます。さらに、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるとして市民の知る権利を制限するからにはその「おそれ」が相当な程度で発生することが見込まれなければなりません。抽象的な「おそれ」があるだけで、市民の知る権利を制限することは許されません。改めて、プロポーザル方式による委託業務事業者選定における事業者のプレゼンテーション等を公開していただくよう要望します。

- (9) 堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の選定委員について、前回陳情に対する当局回答では、「堺市附属機関の設置等に関する条例及び堺市委託業務に係るプロポーザル方式実施要領に基づき、選定を行っております。」とされていましたが、堺市の持つ情報はそもそも市民のものであり、その情報の公開を求める要望に対する回答として条例名・要領名だけを示す回答は非常に不誠実であると感じます。こちらで確認したところ、当該条例にはその選定理由や選定委員の氏名、経歴等を非公開にできる根拠は示されていませんでした。また堺市委託業務に係るプロポーザル方式実施要領についてはHP その他で存在を確認できませんでした。選定理由や選定委員の氏名、経歴等を非公開としている法令の条文を教えてください。また、その条文を適用している理由を教えてください。
- (10) 子ども達の安全安心な放課後を守るためには、安定した継続的な運営が不可欠です。3年毎に事業者を公募する現行のプロポーザル方式は上記で指摘したように様々な問題点があり、当該制度の元では安定した継続的な運営は不可能です。プロポーザル方式による事業者選定を廃止し、学童保育は堺市の直接運営（公設公営）としてください。

4. 指導員不足・指導員の処遇改善について

- (1) 今年度について、市内全てののびのびルームおよび堺っ子くらぶにおける延べ開設日数と基本配置指導員が不足していた延べ日数、また、加配指導員が不足していた延べ日数を行政区別に教えてください。
- (2) 指導員不足を解消し、指導員を長期的に安定して雇用するためには指導員に対し生活給を保障することが不可欠です。堺市の学童保育事業の予算を拡充するとともに、特に国・大阪府のキャリアアップ処遇改善事業の予算を確保し、指導員の処遇を改善してください。
- (3) 前回陳情の回答では「キャリアアップ処遇改善事業については、厚生労働省の補助金であり、文部科学省所管の放課後子ども教室事業には交付できないため、本市の事業を導入すれば同じ学校で類似の仕事内容をしている指導員に待遇差が出る可能性があるため、現段階に

において導入はありません」とされていました。当該回答における「類似の仕事内容」を行う指導員は堺市が行うどの事業の指導員を指しているのか具体的に教えてください。また、仕事内容のどの部分が「類似」で、どの部分が「類似」ではなく異なるのか具体的に教えてください。

(4) 例えば堺市は「堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務仕様書」において以下の通り事業の目的を示しています。放課後児童健全育成事業（のびのびルーム）は児童福祉法に規定される事業であり、「放課後などにおける児童の健全育成と子育て支援を図るため、児童の安全確保を図り、自主性・社会性・協調性を養うことを目的とする」もの、放課後子ども教室事業（すくすく教室）は「魅力ある体験プログラム等を行い、総合的な思考力・判断力・表現力を養うことを目的とする」ものです。両者はそもそも事業の目的が全く異なるものであり、自ずからその事業に従事する者の資格要件や業務内容も大きく異なります。にもかかわらず、現実にはすくすく教室があたかものびのびルームであるかのように運営がなされていたり、全く違う専門性が求められるはずの指導員が、ある日はのびのびルーム、ある日はすくすく教室で勤務している実態があります。のびのびルームとすくすく教室は契約上も、実態上も明確に分けて実施してください。

(5) 今年度予算化された准主任指導員を主任指導員に代えることができる制度について、まだ利用実績がないとのことですが、事業者が利用しない理由は何だと当局は考えているのか教えてください。

(6) 上記(5)の制度に関して、例えば、ある区において支援の単位が3単位以上ある事業所（ルーム）が複数あった場合、その全てではなく一部の事業所にだけ主任指導員を2人配置した場合でも当該制度は適用されるのか教えてください。また、現在准主任指導員を配置していない事業所であっても、副主任指導員を准主任指導員としたうえで当該制度を適用することができるのか教えてください。

(7) 昨年度における放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費及び国費の金額を教えてください。また、当該事業の対象となったルーム数と対象となった指導員数及び指導員一人当たりの給与改善額を教えてください。

(8) 配慮を要する子どもに対する指導員加配を充実させてください。

5. 設備について

(1) ルーム内の設備（手洗い、床など）の老朽化が進んでいます。年次計画を立てて整備してください。エアコンについては計画的に入れ替えをしているとのことですが、前回の文教委員会では平成14年設置と相当古いものも残っているとのことでした。冬場、エアコンの故障は子ども達の安全に直結します。また、稼働初期に最も壊れやすいと聞いています。シーズン前に点検・試運転するとともに、故障が発生した場合、迅速な対応をお願いします。

- (2) お弁当やおやつ保管用としての冷蔵庫が足りません。各ルームに必要な数を確保してください。また専用教室に置き場が無いルームについては共用教室にも設置してください。
- (3) 前回要望の回答で「備品については、運営事業者の依頼に基づき必要に応じて順次整備してまいります」とされていましたが、特にAEDなどは運営事業者の依頼を待つまでもなく、本来委託側である堺市が事業実施主体の責任としてのびのびルームに設置もしくは学校に設置されたものをのびのびルームが使用できるよう調整すべき性質のものであるはずで、ガラスを割らなければとれないところに設置されている現状を改善する責任は堺市にあると考えます。運営事業者の依頼を待つのではなく、堺市が全ルームの現状を確認したうえで必要に応じて整備してください。

受理年月日 平成 30 年 11 月 13 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

堺のまちにおいても、堺大空襲による壊滅的な被害を受け、多くの生命や財産を失いました。その後、市民の不断の努力で復興を果たし、現在まで着実な発展を遂げてきました。

世界中の人々すべての願いは、尊厳ある生命を全うすることのできる社会の実現です。その生命を大量に奪い、傷つける戦争は、最大の人権侵害であると言えます。

私たちは、この反省に立ち、恒久平和や基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法を制定するとともに、国際連合では、世界の人々が守るべき基準として世界人権宣言を採択しました。

この世界人権宣言を基準として、国際的、国内的に社会制度の整備が進められ、人権の確立された平和な社会づくりをめざして努力が積み重ねられてきました。

しかしながら、平和と人権の世紀と期待された 21 世紀においても、今なお世界では、戦争や紛争、自然災害等により、飢餓や貧困など、多くの人々の生命が脅かされ、人権が侵害されている状況が続いています。

今日、平和とは、戦争や紛争がない状態だけを言うのではなく、人が本来享受すべき基本的な権利や自由を実現することが妨げられない状態と考えられています。

自由・民主・平和のために檣をとばします。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 平成 28 年 7 月執行の参議院議員通常選挙から選挙年齢が 18 才以上になりました。地方の市議選は 31 年にあります。（地方）（選挙）

「選挙」とは、私たちがより良い暮らしを願って、私たちの代わりにその思いを実現してくれる人々を選ぶ仕組みのことです。「国民主権」、政治のあり方を決定する力である主権は市民のものであり、市民の意思に基づき行使されなければならないです。民主主義の 3 原則の一つです。

議員定数については、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定める。

議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定める。

議員定数について規定し、各選挙区において選出される議員1人当たりの人口の格差が大きくなるように配慮しながら、市民の意思を市政に反映し、執行機関の十分な監視が可能となるような議員数を検証することとしており、これら議員定数については「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」に規定しています。

また、第2項では、議員報酬について規定し、議員の活動、役割、責任に見合う対価や市の財政状況、社会経済情勢などを総合的に判断することとしており、これら議員報酬については「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例」に規定しています。

南区人口、平成23年157,215人、平成25年154,053人、

平成26年152,403人、平成27年150,561人、

平成28年148,145人、平成30年142,005人。

堺市は（泉北ニュータウン再生）8年間で20,000人減らします。

南区人口142,005人、選挙民121,004人、議員8人。

北区人口147,896人、選挙民122,415人、議員9人。

議員人件費は年間1,400万円。四年間5,600万円で、48人で72億8,000万円です。

選挙（市民1,415人で議員人件費5,600万円です）各選挙区において選出される議員1人当たりの人口格差が大きくなるよう正しく配慮してください。

総務財政委員会審査分

2. 三原台の住民に対して、近畿大学医学部附属病院の移転について、説明会を行ってください。
3. 行政改革では年間100億円の歳出削減を進めてください。
4. 区役所での死亡届の手続きに3日かかりました。住所変更にも2時間もかかりました。（車でいきますと、お金がかかります）業務に不慣れな職員が入るために、市民が大変です。仕事が出来て当たり前です。職員の業務の習熟を促進してください。

市民人権委員会審査分

5. 市民協働に関する施策について分かりやすく市民に知らせてください。
6. セクシャル・マイノリティ差別の解消と共生社会の実現を堺市は進めてください。（大阪府では府立高校などの入学試験について、性的・マイノリティの生徒への配慮から性別を記入す

る欄を廃止することが決まりました) (支援学校) 一人一人の子どもが、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合える社会の実現を堺市は進めてください。

健康福祉委員会審査分

7. 生活保護の人の自立支援施策を推進してください。

8. 堺市は子育て支援のまちへの取り組みを進めてください。

小さな子どもがいる世帯では子育てに要する費用が2万4,000円足りません。

6歳までの子どもの子育てにかかっている費用の平均は毎月3万9,240円です。負担が大きい費用は保育園・幼稚園が61%、習い事の費用が41%、食費が25%。

子育て費用を確保するために「自分の収入の増加」「公的な支給」「計画的な資金の積み立て」が必要です。18歳までの病院費用3割負担に対して、市が独自に補助を行ってください。堺市は仕事と子育てが両立しやすくなる環境づくりを進めてください。

産業環境委員会審査分

9. イコモスの世界文化遺産登録についての調査結果について、市民に知らせてください。

10. 駐車場法に基づき、フェニーチェ堺について適切な駐車台数の確保を進めてください。

建設委員会審査分

11. 交通政策。総合的な交通体系の計画。阪堺線への支援5億円や施設の保安、保守に要する経費は市民が負担します。負担を少なくしてください。

12. 駐車場法に基づき、大浜体育館、原池公園、原山台プールについて適切な駐車台数の確保を進めてください。

文教委員会審査分

13. 学校施設や通学路の安全性確保を進めてください。

2018年6月18日午前7時58分の大阪北部地震では、ブロック塀(学校)の倒壊により児童が亡くなりました。学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負いました。1,200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損・壁のひび割れ、断水等の物的被害を受け又台風21号により学校施設や通学路が被害を受けました。堺市は二次被害が想定されることがあります。通学路のブロック塀等の総点検・調査を実施し、危険が認められる通学路に立ち入り禁止等の措置を含めた対応の徹底を進めてください。公立学校施設の防災機能強化を進めてください。

14. 堺市の非行少年は平成25年小学生13人、中学校2,175人、高校生5,055人、区教育・健全

育成会議及び教育委員会で子どもが安心・安全に学べる教育現場の整備を進めてください。

15. 大阪府は2014年に「チャレンジテスト」を導入しました。全国平均点は低く、堺市はチャレンジテストとは別に六年生（小学校）、二年生（中学校）を対象とした独自の学力診断テストを行ってください。
16. のびのびルーム等を利用できない子どもたちを対象とした、放課後児童対策を行ってください。

受理年月日 平成30年11月6日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
堺市内民商連絡会
代表 奥野昭文
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

9月4日に近畿圏を襲った台風21号は、堺市内にも大きな爪痕を残しました。生活や生業の完全復旧に至らない人々が多数おられ、心を痛めます。台風21号をきっかけに、災害対策や被害援助制度に関し、自治体ごとに差がある事が浮き彫りになっており、災害に強い街として堺市が発展する為にも、市民の声に耳を傾けて制度を改善頂きたく存じます。私達民商（民主商工会）は、営業と暮らしを守る為に活動する団体であり、そういった観点から、以下の諸点を要望するものです。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. IR（カジノを含む統合型リゾート）の大阪への誘致は、堺市民にもギャンブル依存症の被害が広がる事が目に見えているため、堺市にとって極めて不利益である。誘致具体化が始まってからでは遅すぎる為、動向を注視するだけでなく、市として即刻反対する事。
2. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事、未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事。
3. 全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育

を行う事。

4. 地元建設業者の支援策として小規模工事希望者登録制度を創設する事。
5. 消費税は小さい事業所ほど、転嫁が困難であり、10%への増税が、倒産廃業の連鎖を引き起こす事は過去の事例からも明白である。一方、市内事業所のうち約7割を占める小規模企業が、堺市にとって極めて重要な存在である事は、堺市商工労働部が公式に認めるところである。小規模企業の減衰は、地方消費税の収入に換えられない負の影響が出る事から、市として反対の意見書を上げる事。
6. 所得税法56条は、事業専従者の経済的自立性を侵害する法律である。同法の存廃は国税の問題ではあるが、同時に同法の存在が、人権問題である事は言うまでも無く、廃止決議を上げた自治体が数多くある事は周知の事実である。よって堺市も国へ廃止を訴えかける事。

市民人権委員会審査分

7. 災害時の住居や営業所の復旧を住民任せにせず、京都府や島根県大田市の様に、堺市が見舞金止まりではない支援策を策定する事。

健康福祉委員会審査分

8. 国民健康保険広域化のメリットを示せない大阪府の状況を糾弾し、管理を広域化から、再び市へ戻すように働きかける事、国民健康保険料を更に引き下げる事。
9. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、積極的に減免や、換価の猶予の申請をすすめ、延滞金の免除をはかる事、当然、資格証明書、短期保険証の発行は行わない事。

産業環境委員会審査分

10. 小規模企業振興基本法に則り、国、自治体、大企業の社会的責任を明確にした、市として小規模企業振興基本条例を制定する事、同法により新たに策定された施設を分かりやすく公表する事。
11. 家族経営の経営環境改善と事業承継を促進する為、ものづくり補助金の創設や固定資産税の減免など、施策を実施する事。
12. 地元建設業者の支援策として住宅リフォーム助成制度を創設する事、災害時の住居や事業所の修繕、営繕に力を発揮する事から、零細業者の把握育成に努める事。
13. 野放図な出退店で地域経済を破壊する大店舗、大型モールをこれ以上堺市に増やさない事。

文教委員会審査分

14. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事、その財源は近年、毎年黒字の税収から捻出する事。

受理年月日 平成 30 年 11 月 13 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区
堺市生活と健康を守る会
会長 飛 谷 幹 雄

平和と民主主義・くらしと健康を守る 2019 年度予算陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、市民のくらしを守るため、日々努力されていることに敬意を表します。

安倍自公政権はこの間、生活保護基準や年金支給額の引き下げ、医療・介護の自己負担増など相次いで、社会保障制度の削減を行ってきました。それにより、国民生活はますます苦しくなり、国民の6人に一人が所得122万円以下の貧困世帯となっています。

その一方で、大企業や大金持ちへの優遇で、資本金10億円以上の大企業の内部留保は425兆円となっており、軍事費は5兆5,000億円を超える規模になっています。さらに憲法9条や25条をはじめとする憲法改悪の動きが強まり、来年10月には消費税が10%に引き上げられるなど、国民の命とくらしがますます脅かされようとしています。

こうした情勢のもとで、地方自治体として、大型開発を優先するのではなく、住民の福祉と健康、くらしと営業を最優先の課題として取り組むことが、これまで以上に求められています。

以上の理由から私たちは、堺市が「地方自治の本旨」の精神を発揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 期限付きなどの非正規雇用はやめ、堺市の職員はすべて正規雇用とすること。
2. 中小企業対策について
中小企業向けの公共事業を増やすこと。

健康福祉委員会審査分

3. 国民健康保険制度の改善要求

(1) 堺市として改善すること。

- ① 一般会計から繰り入れを大幅に増やし、保険料を引き下げ、市民の生活実態に見合った払える保険料にすること。
- ② 保険証は無条件に交付し、「資格証明書」や「短期保険者証」の発行などの制裁措置をしないこと。
- ③ 国民健康保険一部負担金の減免制度を更に使えるものに拡充し、市民に周知徹底すること。
- ④ 滞納者への資産の差し押さえをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料に充当しないこと。
- ⑤ 保険料減免は、生活保護基準以下の世帯にあつては免除とし、生活保護基準の1.5倍までは漸減方式で減額すること。
- ⑥ 国民健康保険に傷病手当制度をつくり、生活の心配なく安心して治療できる保険制度にすること。
- ⑦ 保険料滞納分を完納した場合、延滞金は全額免除にすること。

(2) 国に対して要求すること。

- ① 国民健康保険の広域化を中止すること。
- ② 国庫補助金を大幅に引き上げること。全国知事会が要望している国庫負担金一兆円を投入すること。
- ③ 保険料滞納者に対する制裁措置としての「資格証明書」「短期保険者証」の発行をやめさせること。
- ④ 国が実施した70歳～74歳までの医療費窓口負担1割から2割への負担増を元に戻すこと。
- ⑤ 納入率の低下による交付金減額措置をやめること。

4. 介護保険制度の改善要求

(1) 堺市として改善すること。

- ① 介護保険料の減免基準の引き上げをおこなうこと。また、利用料の低所得者減免制度をつくり、当面、住民税非課税世帯は免除とし、所得の段階に応じて軽減を図ること。
- ② 介護保険料減免の認定にあつては、資産申告書はとらないこと。
- ③ 政令市でトップクラスの高い保険料を引き下げ、一般会計からの繰り入れも行い、市民負担を軽減すること。
- ④ 夫婦の世帯分離を認め、それぞれの収入で保険料を決定すること。

⑤ 行政の責任で特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を小学校区単位に整備し、待機者をなくすこと。

⑥ 特別養護老人ホーム入所者のホテルコスト、食事代の上乗せをやめ、低年金の高齢者も安心して入所できる利用料にすること。

(2) 国に対して要求すること。

① 介護保険料・介護利用料を軽減するため、国の公費負担分を早急に30%に増やすこと。

(3) 大阪府に対して要求すること。

① 大阪府がため込んでいる介護保険財政安定化基金を取り崩して、府民負担を軽減すること。

5. 公費負担医療制度の拡充について

(1) 堺市として次のことを実施すること。

① 在宅酸素療養患者の医療費について、堺市独自の助成制度をつくること。電気代などの経費についても助成をおこなうようにすること。

② 子どもの医療費助成制度は、一部負担をなくし高校卒業まで無料とすること。

③ 難病特定疾患の適用範囲を拡大し、諸費用を公費負担とすること。

④ ひとり親医療の所得制限をなくし、通院も含めて高等学校卒業まで実施すること。

⑤ 入院給食費の助成は、低所得者にもおこなうこと。

(2) 大阪府のひとり親・乳幼児・障害者・老人医療助成制度・一部負担金助成制度を無料に戻すよう自治体として大阪府に要求すること。

6. 医療体制・医療制度の改善について

(1) 夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科の医療体制を整えること。

(2) 「特定健診」の項目を拡充し、胃ペプシノゲン、前立腺がん、大腸がん、骨密度、脳卒中などの検診を無料にすること。

(3) 子宮がん検診、乳がん検診は、最低年1回の実施とし、無料とすること。

(4) インフルエンザワクチンを含め、すべての予防接種を無料でおこなうこと。

7. 低所得者の生活の向上を図るために次の施策を実現すること。

(1) 低所得者や生活保護世帯に対して、年末一時金、夏期一時金をそれぞれ保護費の一ヵ月分を支給すること。

(2) 「小口更正資金」の貸付金額を50万円に引き上げ、手続きの簡素化をおこなうとともに、返済期間の延長、利子の引下げ、失業者にも貸し付けられるよう条件の緩和をおこなうこと。

(3) 高齢者、障害者向けの「住宅改造資金」の貸付枠を拡大すること。

8. 高齢者と障害者対策の拡充について

- (1) 健康で働く意欲を持った高齢者、障害者に対して、働く場を保障するための共同作業所、訓練所、人材センターなどの拡充をおこなうこと。
- (2) 作業所などへの補助金の増額をおこなうこと。
- (3) 障害者作業所に通うための交通費補助制度を元に戻し、実費支給すること。
- (4) 障害者の歳末見舞金制度や高齢者の敬老祝い金制度を元に戻し、毎年支給すること。
- (5) 一人暮らし老人や老人世帯に支給している「安心ペンダント」は、防水性のものと取替え、入浴中にも使用できるようにすること。
- (6) 在宅高齢者や重度障害者が安心して通院できるよう、タクシー券は、初乗り運賃の制限をはずし、必要なだけ発行・支給すること。
- (7) 後期高齢者医療制度や高齢者医療制度の改悪を撤回し、安心して医療が受けられるようにすること。

9. 子どもと女性の福祉制度の拡充について

- (1) 入院助産施設の適用施設を増やし、基準の拡大と措置単価の見直しを行うこと。
- (2) 入院助産の認定手続きは簡素化し、所得は課税証明のみでおこなうこと。
- (3) 保育所の待機児童をなくすため施設の拡充をおこなうこと。とりわけ不足しているゼロ歳児保育の拡充を早急におこなうこと。
- (4) 公的保育制度を守り、緊急の一時保育や病児保育を充実すること。

産業環境委員会審査分

10. 安定した仕事と賃金の保障

- (1) 地域経済振興条例をつくり、中小零細企業の振興と雇用の促進をはかること。
- (2) 堺市独自の求職相談窓口の失業対策を強化すること。
- (3) 中小企業対策について
 - ① 地場産業の振興育成をはかること。
 - ② 制度融資を拡充すること。

建設委員会審査分

11. 「おでかけ応援バス」については、生活保護世帯・障害者世帯にも拡大すること。
12. 上下水道料金の更なる引き下げをおこなうこと。そして、低所得者、生活保護世帯に対して、軽減、免除制度を実施すること。

文教委員会審査分

13. 子どもたちの健やかな成長を保障し、行き届いた教育を実施するための要求。

- (1) 歴史の事実をゆがめたり、戦争を美化するなどの歴史教科書の採用はしないこと。教育現場、公的施設における日の丸の掲揚、学校行事における「君が代」の斉唱などの軍国主義につながる行事を強制しないこと。
- (2) 就学援助制度の改善要求について
 - ① 就学援助制度の認定基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、給付内容の改善をおこなうこと。
 - ② 入学用品費、学用品費は、実態に見合った給付金額に引き上げる。また、学校教育の一環として生ずる教材費、体育用具、楽器、臨海・林間学校に必要な費用はすべて実費支給すること。
 - ③ PTA会費、生徒会費、クラブ活動費は実費支給すること。
 - ④ アトピーや喘息などの疾病を早期に学校病として認定するように国に働きかけ、当面、堺市として、適用の拡大を独自におこなうこと。
 - ⑤ 学校病治療のために発行する医療券は、月ごとでなく、完治するまで有効とすること。
 - ⑥ 国に対して次のことを強く要求する。
 - (イ) 就学援助制度の国庫負担の削減を元に戻し、補助金から負担金に改め、補助率を3分の2に引き上げるように改善をはかること。
 - (ロ) 自治体への交付基準による適用の締め付けに反対すること。
- (3) 学校給食のセンター方式による民営化計画をやめ、完全自校方式での安全で豊かな学校給食を小学校、中学校とも実施すること。また、全校に栄養士の配置をおこなうこと。
- (4) 小学校から高校まで、障害を持った児童が安心して校内活動、移動のできるように、全ての学校にバリアフリーやエレベーターの設置をすること。また、通学路、駅などのバリアフリーやエレベーターの設置を事業者に要求すること。

受理年月日 平成30年11月13日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区
泉ヶ丘プール地を残す有志の会
代表 前 川 賢 司

近畿大学医学部及び附属病院の移転について

陳情の内容

私達は、近畿大学医学部及び附属病院（近大病院）の堺市泉ヶ丘地域への移転については、何があんでも反対という考えは持っていません。

しかし、地域住民へ何の説明も無く都市公園の売却が決定された事については、断固異議を唱えます。

今日までも、都市公園を病院用地とする事無く、ビッグバン横地に病院・病棟を建設し三原台第一住宅跡地に大学（キャンパス）を建設するという代案も提示してきました。

しかし、近畿大学はビッグバン横地は、整地等に費用がかかり収支上困難との見解を明らかにしています。

病院の収支を優先して住民の憩いの場である田園公園（都市公園）が売却され、堺市が代替公園として税金を使いビッグバン横地を大阪府から買い取り、整備するというのは理解し難い事です。

因みに、近畿大学は医学部と附属病院の併設が不可欠としていますが、奈良県立医科大学は病院から 1km 離れた場所に医学部（キャンパス）を国際医療福祉大学は医学部から車で 15 分～ 20 分の場所に附属病院を建設中です。

既に、泉ヶ丘プールの代替地として「原山公園の整備事業」が 47 億円の税金を使い進められています。

併せて、ビッグバン横地の買い取りに 100 億円（推定）、公園整備に億単位の税金が使われるという事態は当然理解し得るものではありません。

加えて、大阪府は本来建替える必要が無かった三原台第一住宅を近大病院の用地確保のため、175.8 億円の税金を使い建替えるという政策を進めています。

人口減少と高齢化という泉北ニュータウンの活性化という名目で事業は進められていますが、人口減少と高齢化は泉北ニュータウンに限る問題では無く全国的な課題です。

また、近大病院が転出する大阪狭山市の経済的な打撃の大きさを考えると、本来大阪府が推進する施策とは言えません。

未だに医療行政上、近大病院が移転出来るか明確な判断が厚生労働省から出ていないまま、強引に進められている移転計画は、「近大病院移転ありき」で全ての理屈が後から付けられています。その証左に近大病院が二次医療圏を越える事の理論武装とも言える「近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画」が未だに決定では無く（案）のままです。

加えて、当初二次医療圏を越えるため、厚生労働省の指針（5項目）の適用が考えられていましたが、それが駄目だとなると今度は「医学部併設の特例」を考えるといった事からも、今回の移転計画が明確な根拠なく進められて来た事が明らかです。

本来、一部廃止により3ヘクタール位しか無かった用地を、近大病院移転の為に建替えに変更し6ヘクタールを確保、それでも足りないとなると今度は田園公園（都市公園）の5.3ヘクタールを近大病院の用地とするのは余りにも地域住民を無視した計画だと言わざるを得ません。

堺市の都市公園は余っている土地ではありません。市民の大切な憩いの場です。

この計画がこのまま推進されて都市公園が有償譲渡された場合は第三者の客観的な判断を求める所存です。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 平成26年7月に、泉ヶ丘プールを含む田園公園（都市公園）等の一部を有償譲渡する内容の三者協定が、大阪府・堺市・近畿大学間で締結されましたが、事前に全く地域住民に説明の無いまま、地域住民の憩いの場である都市公園売却が堺市の独断で決定されています。

政策決定以前の住民説明については、法的な義務は無いものの、「街づくり」や「地域活性化」は住民（市民）参加で行う事が基本です。

平成22年作成の「泉北ニュータウン再生指針」や同23年作成の「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」も市民参加を基本理念として作成されています。地域の活性化や再生については市民と一緒に考えて行くというのが、堺市の市民に対する約束ですが、平成26年7月の三者協定締結以前に、都市公園の売却について、なぜ地域住民に全く説明が無かったのか、なぜ隠されたのか明確な回答を求めます。

2. 平成23年3月に作成された「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」（活性化ビジョン初版）の中では、SWOT分析の一つの意見として「病院・医療施設の設置を望む声が多い」とありますが、今後の取組み内容では「泉ヶ丘駅前地域には診療所機能、周辺には急病医療センターや複

数の総合病院が立地する等、医療機能が充実しています。」併せて「田園公園等の眺める“みどり”、憩う“みどり”、遊ぶ“みどり”の存在は、他の駅前地域では望めない特徴となっています。」とし、「市民や事業者が協働して花や緑を育む活動を駅前地域で展開すべきです。」としています。

確かに、「泉ヶ丘駅前に、大学等のキャンパス、学校教育機関、学生が集う交流センター等の誘致を進めていくべきです。」との方向性が明記されていますが、公園を売却し、“みどり”を縮小させるというのは活性化ビジョン（初版）の主旨に反するものです。まして、「再編計画（案）」の資料編2の(3)泉ヶ丘駅前活性化ビジョンで強調されている「教育・健幸コア」の記載は、平成26年7月の三者協定後の平成27年1月に改訂されたビジョンに初めて明記された言葉です。いかにも「教育・健幸コア」の精神に則して近大病院移転を決定したといった表現は理屈の後付けとしか考えられません。

「活性化ビジョン（初版）」において、公園の緑を大切にすることを堺市は地域住民（市民）に約束したといえます。堺市の考えを改めて問い、回答を求めます。

健康福祉委員会審査分

3. 移転が予定される泉ヶ丘の地で、近大病院は災害拠点病院の役割を担う予定ですが、災害拠点病院については、地域住民から大型ヘリコプター（ドクターヘリ以外）の発着訓練の危険性が指摘されています。

堺市は航空法の基準を満たし国土交通大臣が許可をすれば発着訓練はありうるという回答をしています。

しかし、他の災害拠点病院が住宅密集地であることを理由に病院敷地での発着訓練を控えている現状を考えると、学校や住宅・商業施設が密集する泉ヶ丘地区での訓練実施は断固受け入れられる事ができません。

現在、堺市の災害拠点病院である堺市立総合医療センターですら病院敷地での大型ヘリコプターの発着訓練を行っていない現状を踏まえ、堺市の明確な回答を求めます。

4. 感染症の危険性については、大阪府が本年11月に明らかにした「近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画（案）」の(3)特例措置の活用②研究部門での支障の中で、「検体を凍結して運搬することもあり得るが、運搬中の事故等、感染症の検体そのものに潜む危険性を考慮すると」と明記しています。

堺市は、病院立地に伴う大規模な事故の発生事例は無いとし、医療法に基づく感染症対策により感染の危険は無いと説明していますが、「再編計画（案）」との整合性が見受けられません。

感染症の危険性が有るのか、無いのか明確な回答を求めます。

5. 移転後の近大病院は、南河内医療圏の災害拠点病院及び三次救急医療機関となりますが、堺

市の都市公園を使って建てられた病院が南河内地域の災害拠点病院等の役割を担うという事が周知されていません。堺市は住民（市民）に対し、なぜそのような事になるのか、その理由を明らかにすると共に、事実を市民に周知すべきと考えるが堺市の見解を明らかにして頂きたい。

6. 医療分野においては、供給（病床）が需要（入院）を生むという事態が発生します。この事は、800床もの急激な病床の増加による堺市の医療費増大を堺市はどのように予測しているのか明らかにすると共に、それが好ましい物であるのか堺市の見解を明らかにして頂きたい。

建設委員会審査分

7. 近大病院の移転が医療行政との整合性が確認される以前の大阪府と厚生労働省の協議が終わっていない状況下で、泉ヶ丘プールの代替プールとなる原山台の整備に予算が執行されています。

民間企業がリスクを冒して将来投資を行うのは自由ですが、市民の大切な税金を使う行政には許される事ではありません。厚生労働省が医療行政の公平性を尊重し二次医療圏を越えての移転を不可と判断する事も考えられますので、その事が明確になっていない時点での税金の執行は暴挙と言わざるを得ません。

平成27年3月の庁議において、建設局長は「今回の泉ヶ丘プール移転の検討に至ったのは、平成26年7月に泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定を締結したことによるもの」と明言しています。近畿大学の移転用地を生み出すために「原山公園の再整備」が進められ、47億円の予算が計上され、その一部は既に執行されています。

堺市は近大病院移転が医療行政上可と決定される前に、なぜ予算を執行されているのか、併せて、近大病院の移転に向けて幾らの税金が使用されるのか明確な回答を求めます。

8. 泉ヶ丘プールの移転理由については、「老朽化と漏水」との見解を堺市は明らかにしていますが、堺市所有の他の市営プールに比して、10年も新しい泉ヶ丘プールについては、改修等で十分に対応出来ると考えます。

プールの漏水は大なり小なり発生するものですが、泉ヶ丘プールは最も大規模なプールですので漏水の量も多くなるのは当然です。

堺市は、市営3プールの貯水量と漏水量を検証して結論を出されたはずですので、市営3プールの貯水量と漏水量を明らかにして頂きたい。併せて、老朽化についても、何故改修ではダメなのか、明確な根拠を明らかにして頂きたい。

受理年月日 平成30年11月12日

児童発達支援センターの充実について

陳 情 者 堺市北区
五園さくらの会
会長 小 川 恭 輝 他 18,235 名

障がいを持つ子どもたちの児童発達支援センターの充実を求める件

陳情の内容

児童発達支援センターでは、現在正規職員が減少の一途を辿り、現場経験の少ない臨時職員が増えています。障がいを持つ子どもたちは環境の変化には特に敏感なので柔軟に対応でき継続性のある正規職員が必要です。そのためには、今後も公的責任のとれる堺市社会福祉事業団による安定した運営の継続が不可欠です。第2もず園建替完了において安全に配慮して頂き御礼申し上げます。新しく出来たばかりなので不具合が出た場合、引き続き対応して頂けるよう子どもたちが安全に過ごせるようお願い申し上げます。医療型児童発達支援センターにおける単独通園の充実、子どもたちを育てていく上で必要なリハビリの保障、子どもたちの負担を減らす為の通園バスの増加等、これから生きていく障がいを持つ子どもたちの為に、よりよい療育環境実現を切に願います。

<陳情事項>

1. 公的責任のとれる堺市社会福祉事業団による運営の継続を願います。又、指定管理制度の見直しをお願い申し上げます。
2. 療育水準の低下無きよう園児対保育士（児童指導員含む）の比3：1を厳守願います。又、保育士（児童指導員含む）の短期的な契約による頻繁な入れ替わり無きようお願いいたします。
3. 医療型児童発達支援センターに通う子どもたちの単独通園を増やし、子どもたちが安全に療育が受けられるよう職員体制の確保をお願い申し上げます。
4. リハビリの回数の増加、卒退園後も継続的にリハビリが受けられるようセラピストの増員をお願い申し上げます。
5. 通園バスの長時間の乗車や自宅から離れた乗降場所は園児の負担となるため、バスの台数の

増加をお願い申し上げます。

受理年月日 平成 30 年 11 月 12 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺社会保障推進協議会

会長 今 田 光 俊 他 3,499 名

陳情の内容

高齢化社会と厳しい格差社会の下、国による社会保障制度の改悪が次々と実施されている中で、市民生活を守る砦となる自治体の果たす役割がますます重要になっています。今年度、保育料第2子からの無償化、就学援助制度の改善、介護保険料減免制度の拡充、健診の無償化などが実現しましたが、雇用や医療、介護など社会保障制度の充実が強く求められています。私たちは、憲法25条で保障されている生存権に基づいて、以下の事項の実現を会長である今田光俊を含む3,500筆の賛同署名を添えて、陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 国民健康保険に関して

- (1) 国と府に更なる公費の投入を求め高い統一国保料に反対して下さい。同時に、基金からの繰入などで引き続き保険料を下げてください。特に子どもの多い世帯の保険料を引き下げてください。
- (2) 医療費の一部負担金減免制度を広く市民に知らせると共に改善拡充して下さい。
- (3) 滞納世帯への機械的な差押えをせず、生活困窮などの特別事情があるときは保険証を発行して下さい。

2. 介護保険、高齢者施策に関して

- (1) 保険料の減免制度の更なる拡充と利用料の減免制度をつくって下さい。
- (2) 総合事業は、専門職によるサービスを継続し、充実させて下さい。
- (3) 保険給付に対する国の負担割合の引き上げを求め、保険料を引き下げてください。

3. 子ども医療費助成制度は、一部負担金をなくし早期に高校卒業まで実施して下さい。

4. 障害者施策に関して

- (1) 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害に応じた多様な「暮らしの場」を確保して下さい。
 - (2) 精神障害で精神病床に入院する時の医療費負担を軽減する助成制度をつくって下さい。
5. 健診に関して
- 健康寿命を伸ばすために、特定健診・がん検診の内容を充実させて下さい。
6. 生活保護に関して
- (1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障して下さい。
 - (2) ケースワーカーを基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をして下さい。
7. 保育士の処遇を抜本的に改善するとともに、早期に待機児童・未利用児童を解消して下さい。

文教委員会審査分

8. 就学援助制度は、所得基準を引き上げるとともに、学用品費などの支給額を国基準にして下さい。
9. 中学校給食は、小学校と同様に全員が食事できる給食にし、就学援助制度の対象にして下さい。
10. のびのびルームは、民間企業への委託をやめて下さい。指導員の処遇改善に努め、1単位40人を実施し、早期に専用教室を確保して下さい。

受理年月日 平成30年11月13日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
桃山台の暮らしを考える会
代表者 山 中 孝 夫
堺市南区
山 田 裕 美

桃山台循環バス再開と泉ヶ丘までの運行の陳情書

陳情の内容

桃山台の暮らしを考える会は、昨年から陳情を重ねてきましたが解決しないため、平成30年7月から9月にかけてバス利用のアンケート調査を行いました。

回答された方は相対的に65歳以上の方が多く、堺市のおでかけ応援カードの施策が日常に利用されていることがわかりました。それに今は自立的に移動手段を得ているが、将来的に困難になることが予想され、なんとか解決の方法を得たいと願っている方々が沢山おられることもわかりました。公共交通は生活を支える人権です。しかし桃山台地域は他地域のように泉ヶ丘直通バスがないため大きな不公平感を抱いています。

40余年前に建設された街の住民は若かったですし、車の保有も進んできていました。現在、住民は40年の歳を重ね車の運転も先が見えてきています。その中で公共交通を見るまなざしも以前とは同じではありません。公共交通の充実を望む声は、これまでになく強いものになっています。おそらく現在利用者数の約2倍近くが切実に希望していると思われます。特に梅・美木多駅前の商業施設が無くなった現状で、買物についての要求が強いものになっています。

現在の公共交通、特にバスを取り巻く環境は非常に難しくなっています。それを承知していますが、堺市として政府に公共交通充実のための施策の要求を届けていただき、堺市の豊かで安心の暮らしの充実のために、南海バスとの協議を進めていただき、循環バスの運行再開、泉ヶ丘までの延伸の実現を陳情いたします。

<陳情事項>

下記の項目を南海バスに働きかけてください。

- (1) 桃山台循環バスの運行再開
- (2) 桃山台から泉ヶ丘までの延伸

受理年月日 平成 30 年 11 月 2 日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
住みよい堺市をつくる会 宮山台中学校区連絡会
代表 森 本 尚 生 他 1,343 名
堺市南区
青 野 敬 次

陳情の内容

当局におかれましては市民の安全、健康、暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。泉北ニュータウン開発で最初に入居したのは、宮山台・竹城台でした。50年の歳月は、府営住宅の建て替えと高齢化がすすみ65歳以上は宮山台で33.2%、竹城台で36.2%となっており高齢者の「おでかけ応援バスカード」は大変助かっています。また、保育料の無料化、医療費の充実が市民の生活を潤わせています。

私たちは、7月から「市民が南海バスを利用しやすく利便性を求める」署名に取り組んできました。要求は、陳情事項にあります3項目に対して多くの市民から「津久野駅からは不便、早く実現して」鳳地域の住民からも「実現してほしい。泉ヶ丘からハーベストの丘に行きたい」応援したいとの励ましも受けています。そして、おでかけ応援バスカードの「障害者・妊婦に適用」「乗り継ぎ制度の充実」など、市民から賛同の意思表示として署名1,343名が寄せられています。

こうした市民の要求を是非とも実現していただきますよう事業者に強く働きかけてください。

泉北ニュータウンはまち開きから50年、特に、私たち宮山台中学校区(宮山台・竹城台)住民の願いを是非とも実現していただきますよう陳情いたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘地区からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを障害者・妊婦にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 平成30年11月13日

原山公園について

陳 情 者 堺市南区
栄 山 英太郎

原山公園の桜並木の保全を求める陳情

陳情の内容

9月初めから、南区原山台の原山公園で市民プールの建設工事が始まっています。ここで、地元住民が予想もしていなかった事態が起きています。10月25日付泉北コミュニティ紙の報道によると、市公園緑地部は、原山公園の緑道沿い約100メートルにわたって植えられている桜約20本の全部を伐採するとのことでした。

この場所は、緑豊かな「野鳥の森」の自然林と、二岐に別れた緑道中央部の桜並木とが四季折々の見事な景観を見せています。市発行の小冊子「堺の公園・緑地」の表紙を飾っていることからして、泉北ニュータウン内の公園緑地風景ではトップクラスに位置する、地元住民自慢の場所なのです。

約44年前に、大阪府企業局の公園、土木担当者達が造りあげた素晴らしい造形美を、事前に地元住民への説明も行わず、一方的に壊す行為に当地では、「全部伐採せずともよいものを。殺生なことをする」などと、驚きの声があがっています。

市の説明は、道幅を広げてバリアフリー化した新緑道に付け代えるためとしています。しかし、平成28年1月に市が行った「原山公園再整備基本計画(案)」への意見公募(パブリックコメント)の際に示した計画図では、新緑道のルートは桜並木の一部にしか掛かっていません。さらに翌年、市が地元自治会に示した詳細な計画図でも、桜並木の大半が残存しています。また、パブリックコメントで市民から寄せられた、「今ある緑を残してほしい」「景観を損ねないで」などとする多くの意見に対して市は、「桜等の樹林・樹木については、既存樹木の活用を図ってまいります」と回答していました。これらからして、私たち地元住民は、桜並木の大部分は伐採されずに残るものと理解していました。それが工事着工後に、「桜並木は全部伐採します」と公言するなら、市民は一体、何を信じたら良いのでしょうか。これでは行政への信頼が無くなってしまいます。

この場所の素晴らしい景観を次の世代にまで引き継いでいきたいとの思いは、地元住民共通のもので、そこで、今ある桜並木の保全を主体にした緑道の整備策を以下に示し、実行して頂きたく陳情します。

<陳情事項>

1. 新緑道の幅は、現行の歩行者用 2m、自転車用 2mを各々 1m増幅し、6m幅にして下さい。(市の計画幅 8mは過大です)
2. 二枝に別れている桜並木部分は 1 本化せず、今の形態を保って下さい。自転車用は森側へ、歩行者用は緑地側へ各 1m 増幅し、大部分の桜を残して下さい。
3. 自転車道の高低差は、低部を埋めるなどの土木技術でもってバリアフリー問題を解決して下さい。

受理年月日 平成 30 年 11 月 12 日

ブロック塀撤去の補助について

陳 情 者 堺市堺区
学校法人 賢明学院
理事長 中 西 美 繪
賢明学院奉献会 (保護者会)
会長 長谷川 幸 則
霞ヶ丘町自治会
会長 久 保 善 見
賢明学院奉献会 (保護者会)
常任理事 上 野 充 司
学校法人 賢明学院
事務長 本 田 博

堺市内の私立学校通学路における安全対策について

陳情の内容

貴職におかれましては、日頃より堺市内の学校に通う児童・生徒の安全・安心のためにご尽力賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、6月18日に発生した地震では府内北部を中心として甚大な被害が生じ、また、高槻市の公立小学校においては、学校の塀が倒壊し、小学生が亡くなるという痛ましい事故があったところ
です。

この事故を受け、文部科学省からも「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について」の依頼(平成30年6月29日付30施企第12号)があり、外観に基づく点検及びブロック内部の点検を、学校施設、並びに通園路、通学路において実施致しました。

その結果、通園路、通学路における多数の危険箇所が発見されましたので、今後地震等の災害から子どもたちを守るためには早急な対策が必要です。

しかしながら、「堺市危険ブロック塀等の撤去・軽量フェンス等設置工事等補助金交付要綱」(平

成 30 年 7 月 2 日制定) によると、この補助金の対象としての指定通学路は、堺市立小学校、中学校の通学のために指定された道路等と限定されているため、私ども私学に通う子どもたちの通学路は補助金の対象外となっております。

賢明学院近隣の市立小学校である神石小学校・上野芝小学校の通学路と賢明学院の通学路と重複しているところが多く、どちらの学校の子どもたちも危険箇所を通行していることが見てとれます。

子どもたちの安全・安心な通学路を確保するために、通学路の危険箇所をなくしていきたいと強く希望致しますので、是非とも堺市のお力添えをいただきたく陳情致します。

<陳情事項>

1. 私立学校の通学路においても補助金対象としていただくか、或いは補助金対象を通学路だけでなく、道路に面しているブロック塀等に拡大していただけるようお願い致します。
2. 通学路における危険ブロック塀等を所有している住民への行政指導による改修要請をお願い致します。

受理年月日 平成 30 年 11 月 12 日

堺環濠都市北部地区について

陳 情 者 堺市堺区

堺環濠北部の町なみを考える会

世話人 北 岡 秀 彦

垂 井 寛

浜 野 美智子

堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かしたまちづくりのための規制などについて

陳情の内容

堺環濠都市地域は、世界遺産候補の百舌鳥古墳群地域とともに、堺市の景観計画の重点地区に指定されている堺の歴史文化を代表する地域です。中でも堺環濠都市北部地区は戦災をまぬがれ、鉄砲鍛冶屋敷や山口家住宅を始めとする多くの町家や寺町などの歴史的資源が今も現代に息づいてい、堺の観光にとっても大変貴重な地域です。

私たちは、この堺環濠都市北部地区で居住・活動していますが、近年、この地域では、歴史的な町なみを保存再生するために、住民組織である堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会が2014年に発足し、堺市の町なみ修景補助制度も2015年に開始、現在までの3年間で、12件の町家が修景されるなど、公民協働の取り組みが進められて来ました。

また、5年後には、堺市の指定有形文化財である鉄砲鍛冶屋敷が資料館として開館予定です。

このような状況下、地元住民の関心も年々高まり、修景補助制度の効果も目に見えるようになって来ていた矢先、事もあろうに、この地区の町なみ再生事業重点地区で、突如、11階建てワンルームマンションの建設計画が公表され、地元には大きな衝撃が広がっています。私たちが、今まで堺市とともに、地道に積み上げてきた歴史文化を活かしたまちづくりに対する重大な危機と認識しております。

私たちは、堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かし、歴史文化を活かしたまちづくりが実現できるように、堺市がこの地区の整備ならびに規制を実行する事を強く要望しています。

竹山修身堺市長に対しても、「堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かしたまちづくりを推

進する事を求める要望書」を提出すべく、署名活動に取り組んでおりますが、現在のところ、ご賛同の署名も約 2,000 筆になっております。

つきましては、百舌鳥古墳群とともに堺市の歴史文化を代表するこの地域の、将来のより良い景観とまちづくりについて、市議会議員の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます次第です。

受理年月日 平成 30 年 11 月 13 日

教育環境の整備について

陳 情 者 堺市北区
吉 田 実

特別教室にもエアコンの設置を

陳情の内容

『朝日新聞』2018.10.31 付「声」欄に、小中学校のエアコン設置について『蒸し風呂教室 エアコン必要』というタイトルで私の投書が掲載され、ご存知の方もいらっしゃると思います。

今年の夏の暑さは異常で、堺市でも 8 月 22 日に 39.7℃を記録したのを覚えております。幸い堺市では、大きな健康被害は出ていないようですが（堺市が普通教室全室にエアコンを設置完了していたことも大きかったと思われます。）悲惨な被害が発生した自治体もあります。政府も熱中症対策として、全国の公立小中学校などの教室 17 万室にエアコンを設置する予算案を、10 月発表しました。堺市は政令市で財政力がありますので、単費で可能だと思います。

しかし、児童・生徒の健康とりわけ学力向上を考えればより快適な環境で勉強できることが重要でエアコン設置を特別教室にも広げて下さい。また、その教科で働く先生方の健康も考えてほしいと思います。私の勤めている中学校の特別教室は、夏の間は朝から晩まで蒸し風呂のようでした。どの少人数教室にも、美術室などのすべての特別教室にもエアコンを設置して頂きたいとおもいます。

エアコン設置のここ数年の状況（私の記憶している限りで誤りがあるかもしれません。）

H26：中 3 普通教室・職員室・保健室など

H27：中 1・中 2 普通教室・支援教室など

H28：全小普通教室

H29：全幼稚園

H30：ICT 教育事業・トイレの洋式化など

都道府県別のエアコン設置率（全教室）

東京都…100% 京都府…約 84% 大阪府…77.3%

日本は地震国で、「南海トラフの巨大地震」の被害が懸念されております。大阪大都市圏に震度6弱以上の揺れが起きる確率は、今後30年以内で、大阪市で57%という高いデータがつい先日発表されました。自治体には対策の一つに、公的施設の万全の「耐震補強」があり、その際には、学校の体育館などが避難所となります。避難している市民の快適な生活には、エアコン設置が不可欠と思われまます。

<陳情事項>

1. 少人数教室をふくめ、美術室などのすべての特別教室に、エアコンを設置して下さい。
2. 体育館にも、エアコンを設置して下さい。

受理年月日 平成30年11月12日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺市立金岡小学校のびのびルーム保護者会
代表 原 田 芳 江

放課後施策（金岡小学校のびのびルーム）について

陳情の内容

金岡小学校のびのびルームは、対象が3年生までであるにもかかわらず、堺市内有数の大規模ルームのひとつとなっています。昨年度は年度当初申し込みで3年生に待機が発生、今年度は指導員不足、校舎建設工事のための利用制限等、多くの問題を抱えています。

児童とその保護者が竹山市長の主要政策のひとつである「子育てのまち堺」を実感できるよう、陳情内容をご検討の上、対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. のびのびルームの指導員の声に真摯に耳を傾け、公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団と堺市教育委員会事務局（地域教育支援部放課後子ども支援課及び学校管理部施設課）は連携し、責任を持って業務遂行してください。

平成30年7月、のびのびルームで使用するプレハブ校舎の4教室のうち2教室のエアコンの効きが悪く、指導員が公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団（以下、事業団）に連絡しました。事業団の担当者から堺市教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課（以下、支援課）に連絡、支援課が堺市教育委員会事務局学校管理部施設課（以下、施設課）に連絡、プレハブ校舎はリース物件であり、施設課から連絡を受けた大和リース株式会社（以下、大和リース）の担当者が現地確認に来ました。

確認の結果、故障等、不具合はないとのことで、扉を開放状態にするなど、使い方の問題、環境の問題ではないか？しばらくこのまま様子を見てくださいとのことでした。

しかし、昨年度も同じような使い方をしていたが、教室は冷えていたことから、指導員は故

障ではないか？また、仮に環境の問題なら何らかの策を講じてもらいたい旨、事業団に対し何度も訴えました。これを受け事業団は、支援課には連絡したようですが、具体的な動きがないまま約一ヶ月が経過、その間、事実上、全くエアコンが効かない1教室を使用しないなど、指導員の工夫により、記録的な猛暑の中、児童や指導員の熱中症等、事故なく何とか乗り切りました。

この状況を知った保護者の一人が、事業団、支援課及び施設課に連絡、更に大和リースにも連絡、愛知県豊田市では小学生の死亡事故、岐阜市の病院ではエアコンの故障により入院患者が死亡するという報道がある中、危機感があまりにも希薄ではないか、エアコンが22度設定でも36度から下がらない状況で故障ではないと言うのであれば、そもそもエアコンの容量不足であって設計ミスではないか、営業担当者ではなく、メーカーの技術者を派遣してほしい等、強く訴え、現地調査にまで立ち会いました。その結果、効きの悪い教室のエアコンはガスが不足、全く効かない教室のエアコンは室外機に不具合があり、室外機の取り替えが必要とのことでした。これを受けて、修理された上に、予備のエアコンも設置するなど、迅速な対応と予備的措置が取られたものの、記録的猛暑の一ヶ月、4教室のうち2教室はエアコンが故障のまま過ごしたことになります。

指導員の声に真摯に耳を傾けていれば、また、事業団、支援課及び施設課それぞれが責任転嫁することなく連携し、危機感と責任感を持って業務遂行がなされていれば、このような事態は回避できたものであり、保護者にここまでされない適切な対応が取れなかったことに対し、強い危機感を覚えざるを得ません。

今回の事案を教訓に、ルームの運営においては、指導員の声に真摯に耳を傾け、事業団、支援課及び施設課は密に連携し、責任を持って業務遂行してください。

2. ルームの状況に応じた指導員を配置してください。

金岡小学校のびのびルームは、対象が3年生までであるにもかかわらず、堺市内有数の大規模ルームのひとつです。一般的に高学年より低学年の方が手がかかるので、ルームの運営は大変な状況です。在籍児童の中には、頻繁にトラブルを引き起こすなど、個々に指導員が関わらなければならない児童が在籍しています。

このような状況にも関わらず、指導員の年度途中で退職者の後補充がなく、また、労災事故による指導員の休業が発生、勤務制限のある指導員もいることから、勤務シフトの維持すら難しい状況となっています。

児童の安全は当然のことですが、平成30年7月6日に公布された「働き方改革関連法」を受け、指導員の働き方改革を実現するためにも、定められた指導員の配置は言うまでもなく、ルームの状況等を鑑み、より多くの指導員を配置し、児童の安全を確保いただきますようお願い申し上げます。

3. 希望する全ての児童（のびのびルーム・放課後ルーム）を受け入れる体制を構築してください。

金岡小学校は、堺市内有数のマンモス校であり、現在、校舎建設工事中です。その校舎建設工事が地中障害物によって大きく遅延することとなり、これによって、のびのびルームの教室確保についても計画の変更が必要となると思われます。金岡小学校ののびのびルームは低学年（1～3年生）対象であり、児童のみでの留守番は難しく、低学年児を持つ留守宅家庭にとっては必要不可欠となっています。ついては、その計画の変更に当たり、希望する全ての児童を受け入れる体制を構築してください。

一方で、放課後ルームは、低学年対象ののびのびルームと異なり、高学年（4～6年生）対象のため、一人で留守番が可能な児童も多くいます。しかし、堺市は、本来、文部科学省の事業であり、学習対策であるはずのこの放課後ルームを事実上、学童保育であるのびのびルームの代替として活用し、何より多くの児童は4年間、5年間、のびのびルーム時代から放課後を過ごし、その中で放課後の人間関係を構築してきました。このように放課後ルームは、本来の目的であるはずの学習対策に加え、事実上の留守宅家庭支援に留まらず、児童にとってお友達と放課後を過ごす大切な場となっています。希望する児童の受け入れができず、同学年間の一部で待機となると、場合によってはこの大切な放課後の人間関係を分断、破壊することとなります。勝手な大人の事情によって放課後の人間関係を分断、破壊されるのは、とてもかわいそうです。

空き教室や特別教室の使用については、のびのびルーム優先は当然ですが、何とか工夫をし、希望する児童を受け入れ、放課後ルームにおける同学年間の分断は絶対に回避していただきますようお願い申し上げます。

受理年月日 平成 30 年 11 月 12 日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 東 剛

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

しかし、平成 28 年に実施された堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルでは、利用者や関係者の声も一切聞かず、公募による事業者選定が行われました。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されていません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通し、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる 3 年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. プロポーザルによる事業者選定について

前回陳情の回答では『より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとって

より良い運営ができるものと考えております』とありますが、子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。事業者が変わることによって、指導員の雇用が不安定になり、その結果、子どもたちとの継続的な関わりができなくなる可能性があります。3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし、利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることで、より良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について

今年度から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。そのため、ルームでの保育環境に大きく影響し、子どもたちの安全が脅かされています。特に、夏休みの期間は利用時間が長いことや、近年増加している異常気象により、子どもたちの安全面を考える上で、現在の指導員配置では十分とは言えません。利用率による無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。また、新金岡小学校の校庭は面積が広いので、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

3. 指導員の処遇改善について

毎年増え続けるのびのびルーム入所希望者に対して、指導員不足が深刻な問題となっています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております』とあります。国や大阪府が指導員の処遇改善のための予算を計上していることを踏まえ、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上してください。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、今年度からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。共用教室については、空調がないため真夏には使用することができず、また、他の教室と離れた場所にあることから、移動時の安全性や保育が円滑に行えないなど、様々な問題があります。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり、今後も、現在行われている大規模マンションの新設工事や、府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れることができるよう、利用率による無理な定員設定を廃止し、共用教室についてもクーラーを設置するなど、十分な設備と体制を整えてください。

5. AEDの設置について

現在、ルームにはAEDが設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のときに迅速な対応ができるよう、ルームにAEDを設置してください。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000円＋おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。きょうだい減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。

受理年月日 平成30年11月12日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密・指導員不足をはじめとした諸問題について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されていますが、過密については百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送り、指導員不足の問題については何も解決策がないままです。

その間、利用者数は増え続け、平成 30 年度は昨対比 115%、20 人以上増加して 190 人を超える人数となりました。支援の単位も 1 つ増え 5 つとなっています。しかしながら、専用教室の数は依然として 2 教室のままで、利用者数増加に対しては荷物も置いておけない共用教室での対応となっています。子どもたちは全員その 2 教室に属しており、40 人定員の教室に 90 人以上の子どもたちが詰め込まれるという異常な状況になっています。指導員不足についても、平成 29 年度については開設日 293 日のうち不足している日が 151 日もあるという極めて異常な状況です。

そんな中、来年度の新 1 年生は約 150 人、5 クラスと言われており、卒業する 6 年生が 4 クラスであることから、教室がもう一つ必要になる可能性があります。そうすると、のびのびルームの共用教室が一つ使えなくなる可能性があり、近年の利用率増加もあいまって 40 人以上の待機児童が出る可能性もあります。

「子育て日本一のまち堺」の実現には放課後児童対策事業の充実が不可欠です。とりわけ北区は市内でも唯一人口が増えている行政区であり、他区と比べてもより子育て対策の充実が求められているはずですが、北区ののびのびルーム、とりわけ百舌鳥小学校のびのびルームにおいては、面積基準においても、指導員配置においても条例違反の疑いが強いです。11 月定例会はちょうど予算編成の時期と重なります。以下の切実な要望をご理解いただき、当局に対し一層厳し

い目を向けていただき、子ども達そして保護者が安心できるのびのびルームを実現いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 共用教室と支援の単位ごとの運営について

- (1) 平成 30 年 9 月 12 日審査の陳情第 63 号及び陳述（以下、「前回陳情」と言う）に対する当局の回答では、「共用教室をどのように使用されるかはルームの判断による」ところ「確保した共用教室を出席人数に応じて使用するよう指導・助言を行ってきた」とのこと。また平成 30 年 6 月 19 日審査の陳情第 42 号及び陳述（以下、「前々回陳情」と言う）に対する当局の回答では、平成 29 年度中、確保されていた 4 部屋のうち一日に最大 3 部屋しか使用しなかったとのこと。厚生労働省、大阪府に確認したところ放課後児童クラブ（堺市でいうのびのびルームのこと）は支援の単位ごとの運営が想定されており、出席人数に応じて使用教室を増減させ、恒常的に用意された 4 部屋のうちの 2 部屋ないし 3 部屋しか使用していないのであればそれは支援の単位が 2 ないし 3 単位と考えられるとのことでした。百舌鳥小学校のびのびルームにおいて、堺市は昨年度及び今年度の支援の単位をいくつと考えているのか確認してください。また、国庫補助は支援の単位ごとの申請と聞いていますが、昨年度の国庫補助申請上の百舌鳥小学校の支援の単位数を確認してください。
- (2) 平成 30 年度の共用教室である生活科ルーム 2、少人数教室、会議室についてそれぞれの教室が使用されている主な曜日、主な時間帯を確認してください。また、平成 30 年度に入って生活科ルーム 2 と少人数教室が同時に使用されたのは何日あったのか、生活科ルーム 2 と少人数教室、会議室が同時に使用されたのは何日あったのかを確認してください。
- (3) 子ども達の荷物を共用教室に常時置いておけるようなのびのびルーム専用の荷物用の鍵付きロッカーを設置するなどして学校側がのびのびルームにより協力しやすい環境を整えることで、共用教室を専用教室のように使用できるようにし、過密を解消するよう求めてください。
- (4) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 5 項には「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とあり、明確に支援の単位ごとに子どもを支援しなければならないとされています。百舌鳥小学校のびのびルームでは支援の単位ごとに指導員が支援を行っているのか確認してください。

2. 待機児童について

- (1) 百舌鳥小学校区で来年度新一年生のための就学時健康診断の対象となった児童数を教えてください。
- (2) のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの来年度の利用申込者数を教えてください。

さい。

(3) 前々回陳情に対する当局の回答によると来年度の百舌鳥小学校区の新1年生児童数は150人程度とのことなので、35人学級で5クラスとなります。現在の6年生は4クラスなので、来年度の合計クラス数は今年度より1つ増える可能性が高く、のびのびルームの共用教室を学級用として使用しなければならない可能性があります。そうなった場合でも待機児童を出さないために、その代わりとして5・6年生用の少人数学級の教室を始めとした他の教室を借りることが出来るよう、早期に学校と調整してください。

(4) 放課後ルームについては、堺市放課後ルーム事業実施要綱の改正で定員設定方法が見直され、百舌鳥小学校においては定員が60名から79名に増加したことにより昨年度あった待機が解消しました。しかし、のびのびルーム同様、放課後ルームの利用者も年々増えているため、来年度以降も待機児童をださないよう利用場所について学校と必要な調整を行ってください。

3. 指導員不足について

(1) 平成30年度百舌鳥小学校のびのびルームにおける配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の月ごとの配置数（実績ではなく定数）を確認してください。

(2) 平成30年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける開設日、基本配置が不足していた日数とその日付、加配指導員が不足していた日数を確認してください。

(3) 前々回陳情に対する当局の回答によると、指導員配置について当局は、「まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考え」ているとのことです。しかし現実には指導員が不足している日は、配慮を要する児童の安全確保のため基本配置の指導員を割いて配慮を要する児童に指導員を配置しており、実態として基本配置が不足する結果となっています。当局はこの現状を把握しているのか確認してください。

4. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保等について

(1) この度の校舎の増改築によって、学校全体の教室数はいくつからいくつになるのか確認してください。

(2) 新校舎供用開始後に「のびのびルームとして利用するための共用教室」となる教室は専用教室と一体的に利用できる場所に確保するよう要望してください。また、その場所については運営事業者・現場ののびのびルーム主任・保護者と事前協議するよう要望してください。

(3) 百舌鳥小学校のびのびルームは平成28年度の一連のテレビ報道により、市長が過密を初めて知ったとして対策を指示されて以降も過密状態は抜本的には解決されていません。また、当時から一貫して新校舎建築まで待つようにとされ、テレビ放送でも当時の教育次長が同様の発言をされました。当時の約束をこの度の校舎増改築で守っていただき、今後過密や待機

の心配をしなくてもすむよう、十分な教室数を確保するよう要望してください。また、この機会に「第2期未来をつくる堺教育プラン」にある放課後ルームののびのびルームへの統合を実現し、のびのびルームを6年生までとするよう要望してください。

5. 施設の整備・災害対策について

- (1) 専用教室の床はタイルカーペットです。毎日、指導員の方々が掃除機をかけてくださっていますが、外から子ども達が頻繁に出入りするため、かなりの土汚れや汗汚れがあり、染み込んだ汚れは通常の掃除用具では掃除が困難で、非常に不衛生です。教室は休憩場所も兼ねており、子ども達が寝転んだりすることもあります。省令第13条第1項には「放課後児童健全育成事業者は、利用者の利用する設備、(中略)について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない」とされています。不衛生なタイルカーペットは廃止し、クッションフロアとするよう要望してください。
- (2) 百舌鳥小学校ののびのびルームの専用教室前の廊下は屋根が短く、雨天時は教室前の廊下に雨が跳ねて水浸しになってしまいます。子ども達はその廊下を靴を履かず移動するため足が濡れ、教室内も濡れてしまっています。また、200人近い子どもが在籍しているため、雨天時は大量の傘を屋根のあるところに保管できず、子ども達は濡れながら傘を取りに行っている状況です。屋根を延長するなどの対策を講じるよう要望してください。

受理年月日 平成30年11月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市東区

堺市立八下西小学校のびのびルーム保護者会

会長 酒 井 陽 子

津 森 和 美

八下西小学校（東区）のびのびルームにおける保育環境の改善についての陳情

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以降、学童保育事業）にご尽力いただき有難うございます。我々児童の保護者が、日々それぞれの業務に従事できるのも就労支援としての学童保育事業あってのことと深く感謝申し上げます。

とは言え、子ども達が放課後の多くの時間を過ごす場所として考えた場合、親として、保護者として、不安を感じる点が少なくないのも実情であり、より安心して児童の放課後を任せることができるよう以下の通り要望いたします。

<陳情事項>

1. 通路および雨漏りの補修・改善について

(1) 正門からのびのびルームまでの通路について

雨天時の足場の悪さを改善するために以前よりコンクリート舗装していただいておりますが、コンクリートの凹凸による水溜りが酷く、また、水はけが悪いため、現在雨天時にはこのコンクリート舗装部分の水溜りを避け、ぬかるんだ泥道を通行せざるを得ない状況に陥っております。排水路の確保などによる改善措置をお願いします。

(2) のびのびルームが現存する建物の入口（以降、玄関）の雨漏りについて

のびのびルーム利用者は皆一様にこの玄関を通過して建物内に入り、それぞれのルームに入室するため、雨漏りの酷い玄関からくつ箱を置いてある廊下までが雨天の度に水浸しで泥だらけになります。この雨漏りは、玄関上に設置されている非常階段の腐朽によるものではな

いかと考えられます。修繕・改修などによる雨漏り対策をお願いします。

2. 夏季の熱中症等防止対策について

(1) 長く続いた酷暑時期の保育

今夏は特に厳しい猛暑となり、長い夏休みの間中、子ども達を室内に閉じ込めておかなければならない状況が続きました。子ども達には、屋外を走り回ってストレスを発散し、しっかり空腹を満たし、そして（一日で最も気温が上がる時間帯に）疲れた体を室内で休めることが必要です。当ルームでも、早朝・夕方の涼しいであろう時刻を見計らい何とか屋外で過ごす時間を作ろうと試行錯誤していたものの、その時間帯ですら5分と炎天下に出ていられない日が多く、なかにはストレスから泣き出してしまう児童もいたと聞いております。秋も深まり、気候も随分落ち着きましたが、1年を待たずまた、そしてこれから毎年こういった問題と向き合わなければならないことは想像に易く、是非とも早い時期からの事前対策をお願いいたします。

(2) 対策案

対策の例としては、寒冷紗や噴霧器の設置などが挙げられますが、この熱中症対策については当ルームに限らず堺市全域において今後真剣かつ速やかに取り組むべき課題と考えます。今年気温が上がる時期も例年より早く、夏休み前から児童が救急搬送されるなどの事例もあったため、既に来期に向けての予算枠など行政の方でも対応されていることかと思いますが、早いうちからの視察と対策の具体化に向けての取り組みを改めてお願い申し上げます。

3. 指導員配置について

(1) のびのびルームの在り方

放課後事業としての「のびのびルーム」に求められるもの、それは学力の向上や規律性では決してなく、先ず優先されるべきは、運営指針にもあるように、「放課後、家庭の代わりとしての子どもの居場所」です。そこには年齢の違いがあり、個性があります。家族としてのルールを持ちつつ、それぞれに安心して寛げる場所である為には、その日常に携わる指導員には柔軟性が求められ、子ども達との間に家族同様の信頼関係が必要となります。

選定方式の変更により事業所が変わるまでの当ルームでは、学校の授業が終わり「ただいま！」と笑顔で子どもが駆け込み、「おかえり」と迎えてくれる笑顔にホッと安堵し、色々なことを話し、聞き、一緒に悩み考え、取り組み、子ども同士ケンカする中でお互いを認め合うことを学び、時には不満をおつけることで心の安定を取り戻し…。夜になって迎えが来ると、また明日も会えることを楽しみにするような、そんな温かい、本当に当たり前の一つの家族のような場所でした。保護者は、そういった居場所を作り上げ、守り続けてくれている指導員の先生方にとっても感謝していました。

(2) 新事業所による指導員配置

利用者である児童およびその保護者から再三に渡り要望したにも関わらず、納得のいく理由の提示も無いまま主任指導員が交替し、その結果としてルームも子ども達も散々な状況となりました。この件については、昨年7月に陳情書として提出させていただいており、また、放課後支援課にも大きな問題として幾度となく報告させていただいております。以前に主任として長年勤めて頂いていた指導員の先生になんとか戻って来て貰うことで何か月もかけてやっと落ち着かせることができたものの、我々が復帰を希望する前々（平成28）年度までの主任の再配置は実現せず、事業所にお願いしている正規指導員の増員も未だままならない状況で、今後主任指導員として当ルームの良き伝統を引き継いでいってくれる人材の育成などについても大きな不安を抱えています。

- (3) のびのびルームにおける保育環境も、主となりルームを引っ張っていってくれる指導員の育成も、長い年月をかけて指導員の先生方が保護者とともに少しずつ積み重ね培ってきたものです。懸念していた通り、新事業所での運営開始直後新任の主任指導員に因る問題が起こり、翌月には主任指導員が再び交替するという事態が生じたにも拘らず、保護者に向かって「弊社のノウハウと人選を信じて下さい」と固く約束した事業主は以来姿を見せず、子ども達が必至の想いで手紙を宛てた市長が「なかよくがんばってください」と仰られた「新しい主任の先生」と仲良くはできなかつた事実についても、何ら誠意が伺えない状況です。こういった状況の中、一年後にはまた事業所再選定により同等ないしそれ以上の不安を抱えていかなければならないのかと今から心配でなりません。ぜひとも、今後、事業所の独断により「のびのびルーム」での保育環境が著しく損なわれることのないよう、しっかりした事業所の選定および契約と利用者への情報公開を行っていただきたく、また、前々（平成28）年度まで長年勤務していた主任指導員の再配置を、ここに深くお願いいたします。

受理年月日 平成30年11月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立五箇荘小学校のびのびルーム保護者会

代表 佐藤佳代

陳情の内容

日頃から、放課後児童対策事業にご支援いただきまして、ありがとうございます。

私たちは、堺市立五箇荘小学校のびのびルームの保護者会です。

今年度より、当ルームはかねてから要望していた1年生から6年生までの児童が利用できるのびのびルームとなり、およそ160人の児童が利用しています。

当ルームは現在、専用2教室、共用3教室で、一つの共用教室は全く使えておらず、子ども達が、ぎゅうぎゅう詰めの状態で毎日を過ごしています。

このような状況の中で、主任指導員の再雇用期間満了時期まであと数年しかないということもあり、保育の継続性や、安定した安心できる児童たちの放課後生活が保障されるか、大変不安に感じております。主任指導員の保育が引き継がれ、保護者が安心して働き続けられるよう、堺市の責任で体制を整えてください。以下の点を要望します。

<陳情事項>

1. 国の省令に従い、支援の単位（利用児童40名以下）に対して指導員を2名以上配置し、開室時間内は、そのうち1名は、主任クラスの専任指導員を配置してください。
2. 国の省令に従い、利用制限のある共用教室でなく、支援の単位ごとに、子ども達の生活の場として活用できる専用教室を確保してください。
3. 入所児童の単身世帯の補助を実施すると共に、きょうだい減免を実施してください。

受理年月日 平成30年11月13日

平成30年 第4回市議会(定例会)陳情書綴

平成30年12月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-18-0050

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。